

美里町地域防災計画

令和8年度修正

美里町防災会議

目次

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 計画の性格及び基本方針	1
第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節 美里町の地域特性	5
第5節 その他	6

第2章 災害予防

第1節 公共施設等災害予防	7
第2節 建築物等災害予防	10
第3節 災害危険区域(箇所)調査及び事前指導計画	11
第4節 風水害・土砂災害予防	12
第5節 火災予防	17
第6節 危険物等災害予防	19
第7節 文化財災害予防	21
第8節 気象観測施設等整備	23
第9節 防災業務施設整備	24
第10節 防災知識普及	27
第11節 地域防災力強化	33
第12節 自主防災組織等育成	36
第13節 防災訓練	40
第14節 物資・資機材整備・調達	43
第15節 避難収容	46
第16節 避難行動要支援者等支援	54
第17節 医療保健	59
第18節 災害ボランティア	60
第19節 防災関係機関等における業務継続計画	63
第20節 受援計画	64
第21節 復興事前準備	65

第3章 災害応急対策

第1節 防災組織	66
第2節 職員配置	72
第3節 応援要請	76
第4節 自衛隊災害派遣要請	79
第5節 予警報等伝達	82
第6節 通信施設利用	93

第7節 情報収集・共有及び被害報告取扱	94
第8節 広報	99
第9節 消防	102
第10節 避難収容対策	106
第11節 災害救助法の適用	122
第12節 救出	124
第13節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬	126
第14節 医療救護・助産	128
第15節 食料調達・供給	131
第16節 給水	132
第17節 生活必需品供給	134
第18節 救援物資要請・受入・配分	136
第19節 住宅応急対策	137
第20節 交通規制	140
第21節 輸送	144
第22節 緊急通行車両確認	145
第23節 民間団体活用	146
第24節 労務供給	148
第25節 保健衛生	149
第26節 災害ボランティア連携	152
第27節 災害廃棄物処理	155
第28節 文教対策	159
第29節 障害物除去	161
第30節 公共施設応急工事	163
第31節 農林水産応急対策	166
第32節 建築物・宅地等応急対策	167
第33節 その他災害応急対策に必要な事項	168

第4章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方向	169
第2節 公共土木施設災害復旧	170
第3節 農林水産業施設災害復旧	171
第4節 その他の災害復旧	173
第5節 被災者自立支援対策	176
第6節 復興計画	178
第7節 災害義援金受け入れ配分計画	179

第2編 地震対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格	1
第2節 被害状況	1

第3節 被害想定	2
----------------	---

第2章 災害予防

第1節 建築物等災害予防	6
第2節 地震観測施設等整備	7
第3節 防災業務施設整備	8
第4節 防災知識普及	9
第5節 火災予防	11
第6節 危険物等災害予防	13
第7節 給水確保	14
第8節 避難収容	16
第9節 公共施設等災害予防計画	18
第10節 医療保健	19

第3章 災害応急対策

第1節 防災組織	20
第2節 職員配置	21
第3節 応援要請	22
第4節 地震情報伝達	23
第5節 公共施設応急復旧	24
第6節 建築物・宅地等応急対策	25
第7節 水防計画	26

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格	1
第2節 被害状況	1
第3節 被害想定	2

第2章 災害予防

第1節 災害危険地域指定	4
--------------------	---

第3章 災害応急対応

第1節 水防	6
--------------	---

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 本編の性格	1
第2節 被害状況・想定	1

第3節 本編の見直し	1
------------------	---

第2章 防災活動体制

第1節 対策本部等の体制	2
第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保	2

第3章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備	3
第2節 屋内退避等に係る体制の整備	3
第3節 健康相談及び医療体制の整備	4
第4節 住民等への知識の普及、啓発	4
第5節 防護資機材の確保	4
第6節 防災訓練の実施	4

第4章 災害応急対策

第1節 組織体制の確立	5
第2節 情報の連絡	5
第3節 住民避難等の防護措置	6
第4節 健康相談及び医療の実施	6

第5章 災害復旧対策

第1節 風評被害等の影響軽減	7
第2節 住民健康相談	7
第3節 支援措置その他	7

第5編 火事災害対策編

第1章 大規模な火事災害対策編

第1節 災害予防	1
第2節 災害応急対策	2
第3節 災害復旧・復興	3

第2章 林野火災対策編

第1節 災害予防	4
第2節 災害応急対策	7
第3節 災害復旧	8

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1. 計画の性格

- (1) この計画は、町防災会議が作成する「美里町地域防災計画（以下「本計画」という。）」の「一般災害対策編」として、美里町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
- (2) 本計画の策定及び運営に当たっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。
さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」「美里町国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) 本計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。

2. 計画の基本方針

本計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

本計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1. 防災関係機関の責務

(1) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(2) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに町内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力する責務を有する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2. 処理すべき事務又は業務

防災に関し、関係機関は概ね次の事務又は業務を処理する。

機関名		事務又は業務
美里町		1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚啓発及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、罹災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策
指定 地方 行政 機関	熊本県 宇城地域振興局 (総務部)(土木部) (保健福祉環境部)	1. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 2. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 3. 水防その他の応急措置 4. その他所掌事務についての防災対策
指定 地方 行政 機関	熊本河川国道事務所 緑川ダム管理所 企業局発電総合管理所	1. 防災に関する諸施設の整備点検 2. 災害に関する情報の収集及び交換 3. その他所掌事務、業務についての防災対策
	熊本森林管理署	1. 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2. 災害予防、災害応急対策
	九州農政局熊本拠点	1. 主要食料の需給対策
	宇城警察署	1. 災害時の治安、交通、通信等警察行政に関する対策 2. 災害時の人命救助、避難誘導等
	宇城広域連合消防本部	1. 火災他各種災害予防 2. 水火災等の応急対策 3. 罹災者救出等被災者の救出救護
消防団	1. 災害及び応急復旧対策 2. 災害時の避難誘導支援等	

機関名		事務又は業務
指定公共機関・指定地方公共機関	堅志田郵便局 砥用郵便局	1. 郵便の運行確保対策 2. 災害救助物資、小包郵便物の料金免除等
	九州産交バス(株) (熊本営業所) 熊本バス(株) (甲佐営業所)	1. 災害時における人員及び救助物資等緊急輸送対策
	NTT 西日本 (熊本支店)	1. 電信電話施設の保全、保安対策 2. 災害非常通話の調整対策及び気象予警報の伝達
	九州電力送配電(株) (熊本東配電事業所)	1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保
	下益城郡医師会	1. 被災者の応急対策
	産業資源循環協会 宇城支部	1. 災害廃棄物処理対策
公共的機関	熊本宇城農業協同組合 (下東支所) 緑川森林組合	1. 農林水産関係の被害調査及び協力 2. 農作物、林産物等の災害応急対策及び指導 3. 被災農林家に対する融資、あっせん並びに飼料、肥料等の確保、あっせん 4. 安全管理の徹底並びに防災施設の整備
	土地改良区	1. 水こう門等の整備及び防火管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査
	商工会	1. 商工関係の被害調査並びに融資、あっせん 2. 災害時における物価安定対策 3. 救助物資、復旧資材の確保及び協力
	嘱託会 民生委員児童委員協議会	1. 災害情報及び被害状況の収集報告
	女性の会・女性消防隊	1. 炊き出し等の協力

第4節 美里町の地域特性

1. 地理的特性

本町は、熊本県の中央部に位置し、北から東にかけ上益城郡甲佐町、御船町及び山都町、西は宇城市、南は八代市に接している。地形的には九州山脈の余派を受け、雁俣山等標高1,000m超の山が連なる南東部をはじめ大部分が山岳丘陵となっており、平野部は中央部と北部にわずかに広がる山村である。

また、町を東から西へと流れる緑川は、釈迦院川、白石野川、津留川が合流して甲佐町へと注ぎ、瀬戸山に端を発する浜戸川は、北部の平地を通り宇城市へと流れている。

このような地理的条件から、寒暖の差が著しいなど特有の内陸的気候を示し、梅雨期には多雨地域となり、台風の進路によっては驚くべき豪雨出水をもたらすこととなる。本町における主な気象災害は、気象の特性と近年特に進んでいる山地荒廃、その他の諸要因が重なって起こるものである。

2. 自然環境

(1) 本町の気候

本町は、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的気候である。

(2) 本町の降水量

本町は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。特に、梅雨時期の降水量は多くたびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

3. 本町における災害リスク

(1) 台風災害

本町では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に、大きな災害が発生することが多く、家屋や農作物等への被害が大きい。一方で、台風が九州の東側を進む場合でも山間部では大雨によるがけ崩れ、土石流等の災害が発生するおそれがある。台風の接近や上陸は、夏から初秋にかけての季節が多いが、10月に上陸することもある。

(2) 風水害

本町の地理的特性から、梅雨時期に大雨が発生することが多い。熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって、南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることがある。

(3) 地震災害

熊本県に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府－万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

(4) 大規模な火災

一般的に冬から春にかけては、空気が乾燥し、強風が吹きやすく、火が燃え広がりやすい。本町において、家屋の密集状況や地理的条件等の関係から大火災発生の危険度が高い地域は、

土喰・原町・永富地区、畝野（三本松）地区、佐俣・小筵地区、萱野地区、堅志田・大沢水・有安地区と想定される。

第5節 その他

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要ある時は速やかにこれを修正するものとする。

2. 計画の周知徹底

本計画は、町職員、関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るほか、災害応急対策に必要な職員の教育訓練を充分行うものとする。

第2章 災害予防

第1節 公共施設等災害予防

【総務課、建設課、福祉課、健康保険課、学校教育課、社会教育課、上下水道課】

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、隣接市町村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

その他、町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 道路・橋梁

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。町は、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。側溝、集水桝等は常に点検し、塵芥、土砂等を取り除き、排水を妨げないよう機能の正常化に努める。また渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立化が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。出水により水没する道路の嵩上げや横断勾配の整正等の道路整備及び側溝のしゅんせつに努めるが、構造上あるいは早急に整備できない箇所等は土のう等で対処する。特に山間部からの流水に重点を置く。

(2) 橋梁

災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書（耐震基準）に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために

は、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。

2. 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。また、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援するものとする。

- (1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

3. 医療施設

町は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

4. 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、町立学校について、設置者は、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 校舎等の耐震性の確保
新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。
また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講ずるものとする。
- (2) 学校施設の浸水対策

大規模な浸水被害を防止するため、県立学校施設については、受電設備、非常用電源等重要設備の高所設置、又は止水板の設置、嵩上げ等により、浸水被害の軽減及び早期の教育活動再開が図られるよう整備を推進する。

(3) 設備、備品の安全管理等

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

5. ライフライン機能確保

(1) 電力の確保

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

(2) 上水の確保

上水道は、健康で快適な生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることはもとより日常生活や産業活動の発展、地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすことになることから、市町村（水道事業者及び水道用水供給事業者）は発災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じるものとする。

また、地震災害においては耐震性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

6. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物、その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

7. 災害応急対策の担い手の育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第2節 建築物等災害予防

【総務課、建設課】

平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、近年多発している大地震の被災状況等に鑑み、町民への建築物の耐震知識の普及を図る。

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることを鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策を促進することにする。特に、多数の人々が利用する特殊建築物等については建築基準法に基づく定期報告制度の強化を図り、また、火災による死者割合の高い住宅についても国及び関係機関と連携しながら防火対策の推進を図る。さらに、一般住民を対象として建築物に関連する防災知識の高揚と防災関係法令等の周知徹底を図るため、火災予防週間を年2回実施する。

一方、台風についても屋根瓦飛散等の建物災害が予測されるため、建築物の耐風対策を講ずる。

(1) 防災対策の推進

住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

(2) 既存建築物等の防災対策

ア 耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。

イ 町民にとって身近な木造住宅の耐震化に向け、県と連携した町民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。

ウ 既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。

エ 建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

第3節 災害危険区域(箇所)調査及び事前指導計画

【総務課】

1. 災害危険区域の指定

災害発生のおそれがある箇所は、資料編「災害危険箇所一覧」のとおりである。

2. 危険区域位置見取図

危険区域(箇所)位置把握のため位置見取図を作成し、調査担当部署に備えつけておくものとする。

3. 危険箇所の調査

(1) 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査

町長は災害発生のおそれがあり、又は発生したときは、その災害が拡大されると認められる設備、又は物件の除去又は措置について指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう実情を把握しておくものとする。

事前調査の期日は毎年梅雨入り前に実施する。ただし、措置状況等の調査は必要に応じて実施する。

(2) 設備、物件管理者への予警告

(1)の調査により設備、物件等の除去又は措置を行う必要があると認めるときは、災害対策基本法59条の規定によりその除去又は措置すべき限度等について、これらの所有者又は管理者に対して文書により予告又は警告等、事前に指導するものとする。

第 号 年 月 日
様
美里町長・
設備・物件の事前予告について
貴殿が管理又は所有している下記の設備・物件は、災害が発生した場合、被害が拡大するおそれがあるので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第59条により 月 日までに措置されるよう予警告します。
記
1. 設備・物件名
2. 設備・物件の数量
3. 措置の内容
4. その他

第4節 風水害・土砂災害予防

【総務課、建設課、美しい里創生課、福祉課、農業政策課】

1. 治山・土砂災害対策

(1) 山地災害の原因

森林があることにより本町の財産となっている豊富で良質な水源を涵養するとともに、多様な生物が生育する自然環境の形成、種の資源の供給、また保健休養の場になるなど、町民に多大な恩恵を与えている。一方で、森林内の急斜面で脆弱な地質の箇所に大量の降雨が集中すれば、地表の土砂流出や崩壊、地すべりなどの山地災害が発生し、人命財産に被害を与える危険性も有している。

本町は、急峻な地形が多く、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生危険性が極めて高い地域である。

(2) 土石流対策

本町の大部分は山地となっており、破碎帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、土砂災害警戒区域（土石流）については、日頃から各地区の嘱託員（補）、区長、消防団員等を中心にパトロールを実施する。特に梅雨期及び台風期には特別パトロールを実施し、その状況を町長に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ、災害の発生に備える。

(3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が全国各地で多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

県では、急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、土砂災害警戒区域（急傾斜）については、日頃から各地区の嘱託員（補）、区長、消防団員等を中心にパトロールを実施する。特に梅雨期及び台風期には特別パトロールを実施し、その状況を町長に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ、災害の発生に備える。

(4) 警戒避難体制

土石流・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の危険区域及び土砂災害警戒区域の警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

ア 警戒等基準雨量

区 分	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1次警戒体制	当日の雨量が50mmを越えたとき	当日の雨量が80mmを越えたとき	当日の雨量が100mmを越えたとき
第2次警戒体制	当日の日雨量が50mmを越え時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

イ 第1次警戒体制においては、自主防災組織や消防団員等が危険区域の警戒巡視を行い、嘱託員（補）や区長等との連絡を密にするとともに、住民等に広報を実施する。

ウ 第2次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

エ 避難施設は資料編のとおりとし、予防的避難を促すものとする。

(5) 防災集団移転対策

豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の住居に適當でない認められる区域内にある住民の集団移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に要する経費の一部を国が負担し、住民の生命、身体、財産等を災害から保護するものである。

(6) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

本町では、「空振り」をおそれず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるという「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組を進め、令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について町や自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

町は、国及び県関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ(最大規模の洪水(L2)に対応したもの)、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

町は、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

2. 治水対策

(1) 本町河川の概要

本町の河川整備については、河川管理者において、優先度の高いものから河川整備計画等に沿って重点的に改修事業を実施している。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(2) 水防法に基づく対応

町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において次に掲げる事項について定めることとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを町長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を町長に報告するものとする。なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する、要配慮者利用施設は、資料編のとおり。

(3) ダム管理者等からの連絡

ダム管理者及び溜池等の管理人は、特に雨期における貯水量に注意するとともに、その状況を町長に連絡するものとする。

3. 道路橋梁対策

(1) 道路対策

崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

(2) 橋梁対策

町道の内、供用区間内に架設されている橋梁で老朽橋及び荷重条件の変更を含めて防災上交通上の見地から重要度危険度を検討勘案し順次改築及び補修・補強を図る。

また、橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積みの洗掘箇所の補強に努める。

4. 内水氾濫対策

近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路等の整備を進めるものとする。

また、町は、県により、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合、又は河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合の雨水出水浸水想定区域が指定されたときは、それを一般住民へ周知するものとする。

さらに、令和7年8月豪雨からの県「復旧・復興プラン」（浸水対策（内水氾濫対策含む））や、以下の「熊本県国土強靱化地域計画」（内水氾濫対策の推進）を参考に浸水対策に取り組む

とともに、町は内水氾濫対策を行う。

- i) 逃げ遅れ等を防止するため、町での内水ハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。
- ii) 農地等の浸水被害を軽減するため、浸水リスクに対応したBCPの検証・見直しに取り組む。
- iii) 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、SNS等での予防的避難の呼びかけや訓練を通じた初動体制の強化など早期避難につながるソフト対策を県と連携して実施する。

5. 集落排水施設対策

集落排水施設の機能が麻痺すると町民生活に与える影響は極めて大きいため、集落排水施設の維持に対して必要な対策を講ずるものとする。

6. 土地利用の適正化

平成24年7月の熊本広域大水害や平成29年7月の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨など大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

また、町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

7. 農業関係対策

農業関係対策については、次に掲げる事項について、実施を努めるものとする。

- (1) 農作物
 - ア 農業用施設等の管理指導
 - イ 倒伏、冠水等に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄及び器具の整備
- (2) 老朽化した農地、農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道）の整備補強
- (3) 畜産
 - ア 飼料の備蓄に関し農家及び取り扱い団体等に対する指導の強化
 - イ 防疫用資材、緊急医薬品及び器具の整備
- (4) 林業
 - ア 保安林の造成
 - イ 林道、側溝、山地溪流の整備、清掃

第5節 火災予防

【総務課】

1. 火災予防対策の指導

町民の生命財産を守るため、火災等による災害を未然に防止する計画であって、消防体制を強化し、科学的な予防施策を進め、防災知識の普及に努める。

また、町は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。本町においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人一人の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 消防力の強化

ア 消防水利の定期検査を行い、消防法（昭和23年法律第186号）に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強、自然水利の活用を図る。

イ 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に維持管理及び整備点検を行うとともに機器の充実を図る。

ウ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。

エ 各地域の防火意識の高揚啓発及び自主防災組織の育成強化を図る。

オ 各企業における自衛消防体制の整備強化を指導する。

(3) 予防査察の指導強化

予防査察は、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づき消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていくよう強力に推進する。

ア 定期査察

消防団は、消防本部と連絡を密にし、町内の対象物を定期的に査察するよう依頼する。

イ 特別査察

消防団は、消防本部長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合には特別査察を実施する。

ウ 警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

エ 住宅査察

住民の協力を得、消防団幹部及び女性消防隊を中心に消防本部と協力して一般住宅の防火診断を実施する。

(4) 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の複雑化に伴い、消防本部による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。また、公衆の集会所、多人数が勤務あるいは出入りする場所等に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火の方法等、あらかじめ万全の策を講ずるよう指導する。

(5) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

(6) 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

(7) 幼年、少年、女性消火・防災クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人一人の火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年女性防火・防災クラブ等防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

(8) 火災予防運動の展開

- ア 火災予防運動を春、秋実施するとともに必要に応じ実施する。
- イ 広報紙、防災行政無線、広報車両等により防火思想の普及を行う。
- ウ 講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を行う。

(9) 消防設備の整備推進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。

(10) 耐震耐火構造の推進

火災による建築物の焼失は、そのほとんどが木造であることに起因している。そこで準市街化地及びその他の地域においては、消防力の強化整備とあいまって建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければ災害予防は期せられない。従って老朽住宅等の建て替えに際しては、不燃住宅等防火建築の建物を強力に推進する必要がある。また、公共建物のうち老朽化による危険度の高い建物の新築に当たっては、耐震耐火建築物を建設するよう努める。

第6節 危険物等災害予防

【総務課】

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施するものとする。

1. 危険物の災害予防対策

(1) 施設の現況

町下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）は、資料編のとおり。

(2) 危険物貯蔵所等の予防措置

ア 危険物貯蔵所の予防査察は年2回以上実施し、消防設備の維持管理及び変更等の届出を励行させる。

イ 実務に携わる危険物取扱主任者に対しては、県庁主管課、危険物協会等と共催して再教育を実施し、法令の遵守及び資質の向上を図る。

ウ 少量危険物は、宇城広域連合火災予防条例（昭和49年条例第25号）により技術上の基準が規定され届出の義務がある。これらには届出の励行を図るとともに危険物取扱免状を取得するよう積極的に指導する。

エ プロパンガスは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第49号）により経済産業省及び県の所管とされているが、一般家庭における普及と消費の増大は著しいものがあり、事故の発生も予想されるので、一般家庭及び販売店のプロパンガスを重点とした防災点検を実施する。

(3) 保安体制の確立

町長は製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

(4) 製造所等の維持管理

町長は製造所等の保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査するものとし、製造所等における災害の防止に積極的な指導を行うものとする。

ア 位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 消火設備、警報設備の保安管理状況

ウ 危険物の貯蔵及び取扱い状況

エ 危険物取扱者の立合い状況

(5) 自主予防対策の推進

町長は、製造所等の種類、規模に応じ、所有者等が次の措置をとり、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導をするものとする。

ア 予防規程の遵守

町長は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守の徹底を図る。

イ 自衛消防組織の充実

町長は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させるなど、その消

火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

ウ 定期点検の励行

町長は、保安検査、立入検査のほか、製造所等において当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を完全に実施するよう指導を行う。

(6) 危険物の輸送

町長は、警察の協力を求めてタンクローリーなど危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行うものとする。

(7) 消火薬剤等の緊急輸送対策

町長及び知事は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図るものとする。

第7節 文化財災害予防

【総務課、社会教育課】

1. 文化財の災害予防対策

(1) 防災意識の向上への取組

災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。町は、県と連携し、分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組を行う。

町は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組を通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

(2) 平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

ア 災害のリスクの把握と周知

災害に備え、所有者等や文化財保護担当行政部署は災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、町は県とともに、国、県及び町が公表しているハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

イ 日常的な防災対策の促進

文化財の日常的な防災対策については、文化財の種類や災害の種別毎に文化庁からのガイドラインが出されている。町は県と連携して、所有者等に対してその内容の周知を行うとともに、それらを参照した対策を働きかける。あわせて、対策費用に関する国等の補助や支援制度を紹介する。また、防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。

ウ 災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、町を通じて所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

エ 災害対応に関する体制強化と災害発生時の対応の整理

災害発生時には、町は避難所運営等の業務で被災文化財の保護等に取り組むことができない場合が多い。また、被災文化財の保護には保存修理の専門的な知識が必要になるため、町、県、他市町村、文化財防災センター、熊本被災史料レスキューネットワーク等の県内外の関係機関、大学、他県の自治体等との連携が必要になる。そのため、町では、災害発生時における支援要請の手順についてあらかじめ整理しておく。

(3) 防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。町は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

設備	全ての重要文化財に設置	条件に応じて設置
消火設備	・ 消火器及び簡易消火用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内消火栓設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 水噴霧消火設備 ・ 泡消火設備 ・ 不活性ガス消火設備 ・ ハロゲン化物消火設備 ・ 粉末消火設備 ・ 屋外消火栓設備 ・ 動力消防ポンプ設備
警報設備	・ 自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏電火災警報設備 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 ・ 非常警報設備

2. 出土文化財・調査記録類の適切な保管

出土文化財・記録類が火災・盗難により消失し、風水害によりき損することを防ぐために、その種類と内容に応じた施設・設備と方法を選択して適切な保管を行う。

なお、同様の観点から、保管施設の立地を確認し、保管方法を見直すことにより、出土文化財・調査記録類を適切に保管する。

第8節 気象観測施設等整備

【総務課】

1. 気象観測施設の概況

気象観測に必要な施設について順次整備に努めるとともに、各関係機関と緊密な連絡を取り資料の収集活用に万全を期す。

なお、本町における気象観測施設の設置箇所は、資料編のとおりである。

第9節 防災業務施設整備

【総務課】

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進に関する計画である。

1. 消防設備

町下の消防施設の現況を把握するとともに、消防力の充実を図るため、消防施設等の整備を次により強力に推進するものとする。

(1) 消防施設等の整備計画

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進するものとする。

2. 通信設備

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であり、有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう通信施設の維持管理、活用を図り、多様化する住民への情報伝達手段を最大限に活用する。

(1) 防災行政無線の活用

同報系及び移動系無線を有効に活用し、予警報の伝達、非常時の一斉緊急放送等、必要な情報を速やかに伝達する。戸別受信機については、全世帯への設置を進めていく。

なお、緊急地震速報や土砂災害警戒情報などの重要な気象情報は全国瞬時警報システム(J-ALERT)が受信する情報を防災行政無線から自動で放送を行うことで、迅速な伝達が可能となる。

(2) 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の確立を図る。

(3) 緊急速報メールの活用

NTT docomo、ソフトバンク、KDDI、楽天各社の携帯電話に対し、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報に加え、町からの災害・避難情報を、速やかに配信する。

また、熊本県防災情報メールサービスへの登録も促進する。

(4) 通信手段確保計画

町は、通信手段の途絶等の対策として、複数の情報伝達手段を確保するとともに、町民への情報提供手段が途絶えることのないよう、あらかじめ、情報発信手段及び回線を多重化することにより災害に強い情報通信網の構築を図る。

また、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

(5) 町、県及び関係機関は、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考

慮し、十分な回線容量を確保すること。

- イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
- ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。
- エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。
- オ 平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
- カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。
このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。
- キ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努めること。
- ク 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。
- ケ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。
- コ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- サ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。
- シ 情報通信手段の施設については、平時より管理・運用体制を構築しておくこと。

(6)被災者支援システム等

町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

また町は、国が進める、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-PLo）等に情報を集約できるよう、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

3. 防災活動拠点施設

町は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や町区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

町、国及び県は、災害時の活動拠点（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に努めるものとする。

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

また、既存施設で土砂災害等による危険性の高い地域に立地する公共施設、防災施設について、危険な区域から安全な区域へ移転する等、対策の推進に努める。

第10節 防災知識普及

【総務課、学校教育課、美しい里創生課】

1. 方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町は、県、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2. 町職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に本計画の実行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する町長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、町は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ア 本計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3. 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

(1) 普及の内容

ア 本計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく本計画要旨の公表は、総務課が計画を作成し、又は修正したときに、適宜周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、概ね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所・指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (オ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）
- (カ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (キ) 農林水産物に対する応急措置
- (ク) 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- (ケ) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置
- (コ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ（周波数帯76MHz～99MHz対応機種）、乾電池、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- (サ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (シ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (ス) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (セ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- (ソ) 防災サイレン吹鳴の意義
- (タ) 避難先及び避難方法
- (チ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ツ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (テ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考

え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について

- (ト) 避難所生活のマナーとルール
- (ナ) ペットを受入れ可能な避難所
- (ニ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- (ヌ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- (ネ) 災害時の心得
- (ノ) 自動車運転者のとるべき措置
- (ハ) 過去の災害事例や教訓、他地域の災害からの教訓

ウ 建築物に関する各種調査の周知

町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用を努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、青少年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

(ア) 町広報媒体の利用

広報みさと等の印刷物、インターネットホームページ等

(イ) パブリシティ活動の展開

(ウ) 映画、ビデオ、スライドの利用

(エ) 広報車の巡回

(オ) その他講習会、研修会等の開催及び県が作成した防災ハンドブックの普及

ウ 防災訓練等における普及

町は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組を継続的に実施する。

4. 学校教育における防災知識の普及

町は、県と連携し、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図

るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ア 災害時の身体の安全確保の方法
- イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ウ 風水害等災害発生のおそれ
- エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、町内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3) 保育所・幼稚園に対する助言・指導

町は、保育所及び幼稚園に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、保育所及び幼稚園は防災知識の普及に努めるものとする。

(4) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導

町、県及び防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保
- (6) 危険物施設等の位置、構造及び施設の保安管理
- (7) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

6. 事業所の防災対策の促進化

(1) 事業所の防災力向上

町及び県は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

町、県及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に、中小企業等の支援に当たっては、町、県及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

7. 災害時における安全確保と暴力防止対策の推進

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

8. 外国人に対する防災知識の普及

町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、町職員の対応力向上を図るものとする。

また、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナーにおいて、防災についての相談及び情報提供に応じるものとする。

9. 防災知識の普及の時期

町、防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 火山防災の日：8月26日 防災の日：9月1日

津波防災の日：11月5日 防災とボランティアの日：1月17日

10. 防災相談

町、防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

町は、県や大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。

町等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を、防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第11節 地域防災力強化

【総務課】

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心掛けるとともに、嘱託会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

さらに、町及び県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

1. 自助

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合方法
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認
- ・自家用車も含めた事前避難先の確保

ウ 事前の備え

- ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定ブロック塀の補強

- ・防災メールや防災アプリの利用・登録
- ・自動車へのこまめな満タン給油
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- ・非常持ち出し品（非常食品、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

2. 共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から嘱託会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（町等と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災活動

- (1) 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
 - ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 施設の耐震化
 - エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組を継続的に実施
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町及び県との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- (4) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 関係機関との連携強化

町は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、町防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、連携強化を進めるよう努めるものとする。

あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておき、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

第12節 自主防災組織等育成

【総務課】

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本節は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。このため、町及び事業者は、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

(1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。また、町民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

(2) 町は、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

(3) 自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、町と県が連携しながら、その活用を図っていくものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の編成単位

- ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の嘱託会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

- ア 嘱託会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- エ 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体と連携した訓練等）

- ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練

(ウ) 情報の収集伝達体制の整備

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

(カ) 危険箇所の点検・情報共有

- ・地域の見廻り
- ・地域防災ハザードマップの作成

(キ) 避難行動要支援者の把握

(ク) 地域内にある他組織との連携促進

イ 災害時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達

(イ) 出火防止、初期消火の実施

(ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達

- (エ) 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者への避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- (ケ) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、町・消防本部及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、町は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼び掛けるものとする。

(2) 対象施設

ア 学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

- (ア) 防災訓練の実施
- (イ) 施設及び設備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施等

イ 災害時の活動

- (ア) 従業員等の安否確認
- (イ) 情報の収集伝達
- (ウ) 出火防止、初期消火の実施
- (エ) 避難誘導
- (オ) 救出・救護の実施及び協力
- (カ) 避難所の運営協力

4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

5. 地域防災リーダー育成計画

自主防災組織の活動を活発化し、災害発生時の「自助」「共助」による「減災」を強力に推進するため、次の項目を通じて自主防災組織の構成員の防災に対する知識や技術を向上させ、地域防災リーダーとして育成する。

- (1) リーダー研修会の実施
- (2) 火の国ぼうさい塾への参加促進
- (3) 総合防災訓練への参加

第13節 防災訓練

【総務課】

町は、県、防災関係機関と連携し、本計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出、救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

また、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

(2) 訓練計画

町等防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、警備業協会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

- ア 情報収集伝達
- イ 安否確認、避難所運営
- ウ 避難誘導
- エ 災害警備
- オ 救出・救助
- カ 医療救護
- キ 消防
- ク 水防
- ケ 道路啓開
- コ 防疫

2. 広域防災訓練

町及び県は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 複合災害想定訓練

町、県、防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

4. 防災関係機関の個別防災訓練

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、町及び県をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・地方災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

5. 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町、消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6. 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7. 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第14節 物資・資機材整備・調達

【総務課】

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

町は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1. 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講ずるものとする。
- (2) 町は、住民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- (6) 町は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 町、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。
- (8) 町は、県及びその他関係機関と連携し、備蓄物資の管理及び供給体制の充実に努めるものとする。

とする。また、必要に応じ、新物資システム（B-P L o）を活用し、町が管理する施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

- (9) 災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

2. 食料・生活必需品に関する供給方針

(1) 供給方針

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

また、町は県と連携し、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）・生活必需品の確保に努めるものとする。

(2) 応急給水

町（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

(3) 飲料水以外の生活水の確保

町、関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

3. 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実を努めるものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

- ア 救出救助用資機材
- イ 照明用資機材
- ウ 災害対策用特殊車両
- エ 交通対策用資機材
- オ 情報収集資機材
- カ その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

町は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

4. 燃料備蓄及び停電対策

町及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

5. 物資の管理・輸送等

町は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、嘱託会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、町は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第15節 避難収容

【総務課、美しい里創生課、健康保険課、福祉課、学校教育課、社会教育課、こども応援課、農業政策課】

1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校、福祉施設等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防

災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

イ 町長は、避難指示者と協議し各種災害における条件等を考慮し、地区ごと災害別ごとの避難予定場所（指定避難所）を定めその所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

なお、災害対策基本法の改正に伴う、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所（第2次避難所）（第3次避難所）」は資料編のとおりとする。

ウ 町長は、その地域の住民に事前に避難予定場所等について周知徹底を図り、災害時には積極的に自主避難をするよう指導する。

（2）避難路

ア 避難路の整備計画

町、国及び県は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、災害発生時にも安全に避難行動がとれるよう、日ごろから避難路の選定や巡視を行い、巡視状況に応じて危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物については、その所有者及び管理者と協議するなど除却等を含め危険性の除去に努めるものとする。

さらに、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

（3）避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

（4）農地の避難場所等への活用

町は、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

（5）近隣市町村における指定緊急避難場所の設置

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2. 避難指示等の発令の判断基準の整理

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。特に、令和7年8月豪雨では避難所開設の判断基準等、線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定といった課題が浮き彫りになったため、これらの課題を踏まえた体制整備に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

なお、町は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3. 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

また、町は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

さらに、スマートフォンやSNS等の多様な情報伝達ツールを積極的に活用し、平時から住民への情報提供・周知を強化することで、災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進するものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 町は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

(ウ) 避難指示等の伝達方法

(エ) 避難後の心構え

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

イ 町は、浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、道の駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(6) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(7) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

4. 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5. 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーやこどもの居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、嘱託会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、美里町社会福祉協議会（以下、「町社会福祉協議会」という。）等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

6. 避難所における男女共同参画の推進

町は、男女共同参画の視点から、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

7. 避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

9. 避難の受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11. 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 町民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(4) 情報提供体制の整備

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

町は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

12. 孤立化地域対策

町は、山間部等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

13. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

町は、県、地域住民、獣医師会、愛護団体等と連携して、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、迅速に行われるよう努めるものとする。

14. 施設の災害予防対策の推進

町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

(1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。

(2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。

- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

15. 感染症の自宅療養者等への対応について

町の防災担当部署との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第16節 避難行動要支援者等支援

【総務課、福祉課】

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本節の定めるところによる。

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

1. 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、本計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、本計画の定めるところにより、防災担当部署と福祉担当部署との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、要綱の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法

を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにする。そのため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにする。すなわち、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防機関、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者（福祉タクシー等）等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、嘱託会等、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障害相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・嘱託会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮した分かりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。

(6) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、本計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、本計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災

担当部署と福祉担当部署など関係部署との連携の下、福祉専門職、町社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の大危険度を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。町及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

なお、個別避難計画は、町の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とするものとする。

また町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部署を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(3) 避難行動要支援者情報の取扱い

町は、本計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意の上、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第17節 医療保健

【総務課、健康保険課】

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から町、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1. 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

町は小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。

2. 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

町及び県は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

ア 町及び県は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

イ 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

3. 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第18節 災害ボランティア

【総務課、福祉課、住民生活課】

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人一人に対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、町、町社会福祉協議会、県、熊本県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）並びにくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下これらを「NPO等のボランティア団体ネットワーク」という。）は、平時から連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。

1. 地域福祉の推進

町や町社会福祉協議会は、災害発生前後に避難行動要支援者の避難誘導や被災後の地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮せるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。また、各団体等の会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組を進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

町及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

2. 関係機関との協働体制の構築

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

町や町社会福祉協議会等は、嘱託会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業を通して顔の見える関係を築いていく。

また、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体と協働で策定し、想定訓練などを通して、各関係機関・団体相互の役割などを明確化しておく。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から交流・連携に努め

るものとする。甚大かつ広域的な災害に備え、近隣以外の市町村と提携に努めるものとする。

3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備・連携体制の強化

NPO等のボランティア団体ネットワーク、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

町及び県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(1) 連絡体制

町ボランティアセンター、災害ボランティア活動の在り方などについて、理解を深めるための研修の機会などを設けるとともに、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

(2) 事前登録

町ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、特殊技能を持った団体、個人については、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

(3) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、町や県の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

町社会福祉協議会や県社会福祉協議会は、町や県と連携し、初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動の在り方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

町社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社会福祉協議会に登録情報を提供する。

(4) 体制整備

町は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

また、町及び県は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

町社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する災害ボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

町及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

4. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町は、町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第19節 防災関係機関等における業務継続計画

【全課（局）】

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- （1） 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （2） 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （3） 電気、水、食料等の確保
- （4） 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （5） 重要な行政データのバックアップ
- （6） 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第20節 受援計画

【総務課】

1. 受援計画の策定

町は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

- (1) 総括（共通）
 - ア 受援要請の手順
 - イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割
 - ウ 応援の人的・物的資源の管理体制
- (2) 人的支援
 - ア 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
 - (イ) 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務ごとのマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
 - イ 受援体制の整備
庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定
 - ウ 応援職員の活動環境の確保
応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保
- (3) 物的支援
 - ア 調達先の確認・確保、要請手順
 - イ 受入拠点の確保
 - ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

2. 応援団体との連携

- (1) 応急対策職員派遣制度の活用
町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策等のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。
また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第21節 復興事前準備

町及び県は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 防災組織

防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成である。

1. 防災会議

災害対策基本法の規定に基づき、町防災会議を設置する。町防災会議の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

(1) 組織

会長	町長
委員	1. 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2. 熊本県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3. 熊本県警察の警察官のうちから町長が任命する者 4. 町長がその部内の職員のうちから指名する者 5. 教育長 6. 宇城広域連合消防本部長 7. 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 8. 前各号に掲げる者のほか、公共的機関の代表者等のうちから町長が任命する者

(2) 所掌事務

- ア 本計画を作成し、その事務を推進する。
- イ 町内において災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- ウ その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。

2. 災害対策本部

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として美里町災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置又は廃止

- ア 災害対策本部は本庁舎とする。
ただし、本部機能を全うできないと町長（本部長）が判断した時は、災害対策本部を
 抵用庁舎へ移設する。
- イ 設置の手続き及び基準
 （災害対策基本法第23条の2の規定に基づく）災害対策本部の設置にかかる町防災会
 議の意見については、町長の専決処分を認めることとし、設置は概ね次の基準によるも
 のとする。

- (ア) レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。
- (イ) 警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (ウ) 町域において震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (エ) 町内において大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき。
- (オ) 町域に有害物質、放射線物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- (カ) 多数の死傷者を伴う列車、自動車、航空機の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。
- (キ) 本町にレベル4土砂災害危険警報の発表若しくは土砂災害危険度情報における実効雨量が、警戒判定状況の警戒2の基準に達し、その後もそれ以上の警戒が1時間以上継続すると判定されたとき。
- (ク) その他災害救助法を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

ウ 廃止の基準

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるとき。

エ 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに県、警察署長、消防本部長、隣接町村に通報するものとする。

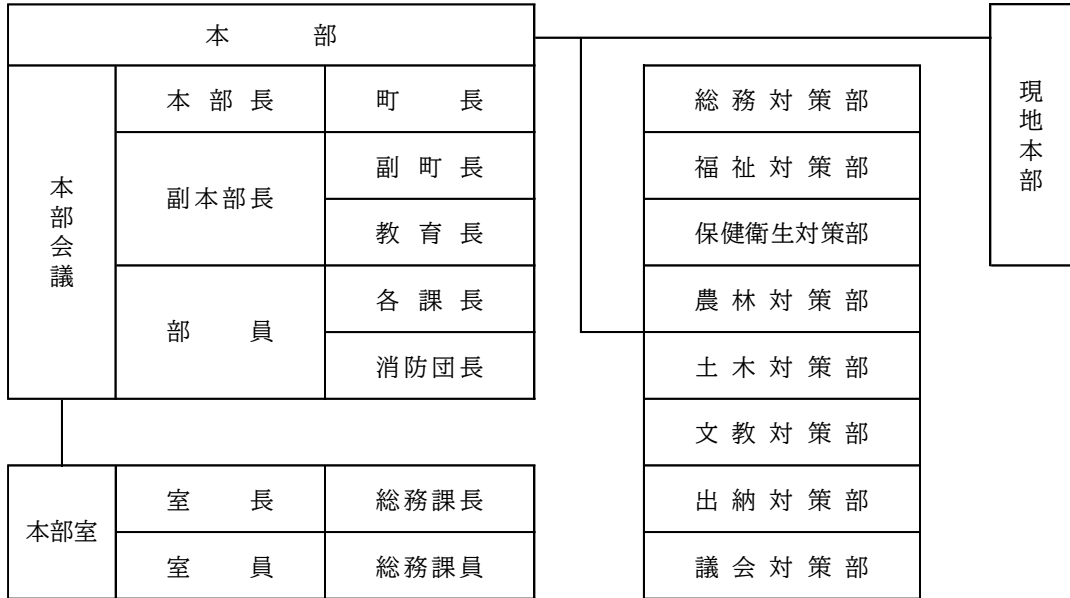
(2) 災害対策本部の任務

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害対策の連絡調整に関すること。
- ウ 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- エ 災害救助、その他の民生安定に関すること。
- オ 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- カ その他、災害の発生の防御又は拡大のための措置に関すること。

(3) 災害対策本部の組織及び事務分掌

ア 組織

災害対策本部の組織編制は次のとおりとし、本部長の指揮のもと迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。なお、本部長に事故があった場合は、副本部長、本部室長の順位で指揮をとるものとする。



イ 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

本部員は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

なお、本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 本体制の配備及び廃止に関すること。
- (イ) 重要な災害情報、被害状況の分析及びその対策の基本方針に関すること。
- (ウ) 緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣に関すること。
- (エ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。
- (オ) その他重要事項。

ウ 本部室の設置と運営

(ア) 災害対策本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の統括的業務を処理するため本部室をおく。本部室は原則として本庁舎内に設ける。その運営管理は総務課が担当する。

(イ) 各課長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し本部室に出向させ災害情報の把握整理、各部に対する連絡、通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動にあたらせる。

(ウ) 災害本部会議は、情報整理を考慮し開始時刻を16時とし、できる限り1時間以内を目安とする。

エ 現地本部

大規模な災害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

オ 災害対策部の事務分掌

各対策部の任務分担及び所掌事務は、次のとおりである。

部名	部長	部員	分掌事務 (●正 ○副)
総務対策部	(副) 美しい里創生課長 (正) 総務課長	総務課員 美しい里創生課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の組織・運営 (総務課) 2. 災害経費の予算措置 (総務課及び関係課) 3. 通信の確保 (総務課) 4. 職員の動員及び派遣 (総務課) 5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等 (総務課) 6. 災害情報の伝達 (総務課) 7. 消防団活動及び救助・救急活動 (総務課) 8. 広報活動 (総務課) 9. 報道機関との連絡調整 (総務課) 10. 応援の受け入れ対応 (総務課) 11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策 (●総務課、○美しい里創生課) 12. 建物・宅地等の応急危険度判定 (●建設課、○総務課) 13. 罹災証明の発行 (●総務課、○美しい里創生課) 14. 復旧・復興計画等に関すること (美しい里創生課) 15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項 (総務課)
福祉対策部	(副) 住民生活課長・こども応援課長 (正) 福祉課長	福祉課職員 住民生活課職員 こども応援課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務 (福祉課) 2. 罹災者の保護収容及び安否に関すること (●福祉課、○住民生活課) 3. 義援金及び見舞金等の処理 (福祉課) 4. 救援状況の報告に関すること (福祉課) 5. 避難所の運営及び被災者の生活対策 (●福祉課、○住民生活課、こども応援課) 6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること (福祉課) 7. 特別な配慮が必要な人への対策 (●福祉課、○住民生活課、こども応援課) 8. ボランティアとの共同活動 (●福祉課、社会福祉協議会) 9. 仮設住宅に関する事務手続き (福祉課)
保健衛生対策部	(副) 上下水道課長 (正) 健康保険課長	健康保険課職員 住民生活課職員 上下水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水及び供給施設の確保 (上下水道課) 2. 食品衛生の保全 (住民生活課) 3. 災害廃棄物処理、家屋の解体及び清掃 (住民生活課) 4. 日赤との連絡調整 (健康保険課) 5. 防疫、救護 (健康保険課) 6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送 (健康保険課) 7. 避難者の健康チェック (健康保険課)

部名	部長	部員	分掌事務 (●正 ○副)
農林対策部	(副) 森づくり推進課長 (正) 農業政策課長	農業政策課職員 森づくり推進課職員	1. 農林業の被害調査報告及び応急対策(農業政策課、森づくり推進課) 2. 被災農林地及び関連施設等の復旧(農業政策課、森づくり推進課) 3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋(農業政策課、森づくり推進課) 4. 農協その他関係団体との連絡調整(農業政策課、森づくり推進課)
土木対策部	(正) 建設課長	建設課職員	1. 道路河川等の防災及び応急復旧対策 2. 土木関係の被害調査、報告 3. 交通途絶時の道路等、迂回路の設定 4. 応急対策用資材の準備及び輸送 5. 地域振興局土木部その他関係機関との連絡調整 6. 建物・宅地等の応急危険度判定(●建設課、○総務課) 7. 仮設住宅の建設及び管理に関すること(●建設課、○福祉課)
文教対策部	(副) 社会教育課長 (正) 学校教育課長	教育委員会職員	1. 文教施設の被害調査、報告及び応急対策 2. 応急教育対策 3. 教材学用品等の配給 4. 児童生徒の安全確保 5. 教育事務所との連絡調整 6. 学校職員及び施設使用の連絡調整に関すること
出納対策部	(副) 会計課長 (正) 税務課長	会計課職員 税務課職員	1. 災害救助金の出納に関すること(会計課) 2. 義援金等の保管(会計課) 3. 家屋等の被害認定調査に関すること(税務課) 4. 税の減免等に関すること(税務課)
議会対策部	(正) 議会事務局長	議会事務局職員	1. 議会との連絡・調整に関すること。

3. 関係機関等との連携

町は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

4. 災害対策本部室等のスペース確保

町は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

5. 災害対策本部運営要領等の作成

町は、災害等の発生又は発生のおそれがあり、災害対策本部が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部運営要領等（災害対策本部行動マニュアルなど）を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

6. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予想し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2節 職員配置

【全職員】

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め応急措置等の円滑な実施を期する。

1. 業務継続性の確保

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制（安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、こどもの一時預かり等を含む。）
- (4) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 職員配置体制の整備

- (1) 職員への周知徹底

町及び防災関係機関は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようにあらかじめ体制を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

- (2) 速やかな登庁体制の確保

大規模な災害発生時において、災害対策本部の迅速な設置及び運営が図られるよう、町災害対策本部及び地方災害対策本部の設置、運営に特に必要となる要員を防災対策要員として指定する。

3. 職員の配置基準

災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合における職員の配置は、概ね次の基準により行うものとする。

なお、実施運用については、総務課長が災害発生のおそれのある注意報、又は警報を受けたとき、町長に必要な進言を行ったうえで、待機職員の指示その他の応急措置を講ずるものとする。

(1) 災害対策本部設置前の配置体制

配備体制	配備基準	業務内容	配備人数
注意体制	○レベル2大雨注意報、レベル2氾濫注意報、レベル2土砂災害注意報のいずれかが発表され、今後警戒レベル3へ移行する可能性が高いと判断できる場合。 ○その他、総務課長が必要と認める事象が発生した場合	・予警報の伝達、被害情報の収集 ・必要に応じ被害情報等を関係各課に連絡	・総務課（2名）
第1警戒体制	○レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報のいずれかが発表された場合。 ○その他、総務課長が必要と認める事象が発生した場合	・警報の伝達、被害情報の収集 ・災害応急対策の実施	・砥用庁舎 1班（3名） ・中央庁舎 1班（3名）
第2警戒体制	○レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報のいずれかが発表され、さらに雨が降り続く可能性が高いと判断できる場合。 ○第一警戒体制において、人数不足により、業務の遂行が困難になると想定される場合。 ○その他、総務課長が必要と認める事象が発生した場合	・警報の伝達、被害情報の収集 ・災害応急対策の実施	・砥用庁舎 1班（6名） ・中央庁舎 1班（6名）

(2) 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するために次により職員を配置する。

配備体制	配備基準	配置内容	配備人数
第1配置	○局地的な災害が発生した場合 ○その他必要により本部長が当該配置を指示した場合	・予警報の伝達 ・災害情報、被害報告の収集	総務対策部 : 3人 福祉対策部 : 1人 保健衛生対策部 : 2人 農林対策部 : 2人 土木対策部 : 2人 文教対策部 : 1人

配備体制	配備基準	配置内容	配備人数
			出納対策部 : 1人
第2配置	○局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ○その他必要により本部長が当該配置を指示した場合	・予警報の伝達 ・災害情報、被害報告の収集 ・災害応急活動	総務対策部 : 6人 福祉対策部 : 2人 保健衛生対策部 : 3人 農林対策部 : 4人 土木対策部 : 4人 文教対策部 : 2人 出納対策部 : 2人
第3配置	○町内全域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ○その他必要により本部長が当該配置を指示した場合	それぞれの災害応急対策活動を推進	全員

4. 職員の動員配置のための伝達系統

(1) 平常勤務の場合

- ア 総務課長は、職員の配置体制をとったときは、関係課長に対して配置決定の指示を行うとともに、口頭等により全職員に対し、その旨連絡する。
- イ 消防団各分団に対しては、総務課がその旨連絡する。
- ウ 関係課長及び対策部長は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨連絡する。

(2) 勤務時間外、休日の場合

- ア 当・宿直者は、県（知事公室危機管理防災課）、N T T等から本計画に定める配置体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合は、総務課長及び関係課長に連絡する。
- イ 関係課長は、直ちに関係配置職員に緊急連絡をとる。
- ウ 配置職員は、招集の通知を受けたときは直ちに登庁し、総務課長及び所属課長に連絡するとともに所定の業務に就く。
- エ 配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は災害のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面へ連絡をとり、所定の配置に就かなければならない。

(3) 連絡方法

- ア 電話、防災行政無線、使走等、確実な方法により連絡する。
- イ 特に緊急を要するときは、庁用車により配置職員の所在場所から配置場所への移行等の措置をとる。

(4) 配置体制の解除

配置体制の原因となった気象予警報が解除され、災害発生のおそれなくなったときは、総務課長は関係課長と協議のうえ配置体制を解除するとともに、関係課及び消防団へその旨を連絡する。

5. 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応援要請

町等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1. 他機関に対する出動応援要請

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

また、町は、前段の要請ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待たないとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(1) 町の体制

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取り扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(2) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

(3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第18条の規定、県からの派遣職員については、地方自治法第252条の17第3項の規定によるものとする。

(4) 応援職員の健康管理等

応援職員の派遣に当たっては、町は、感染症対策等のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

2. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町は、町単独では十分な応急の復旧対策が出来ない災害に被災した場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）に基づき、応援を要請するものとする。

なお、町は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町村から要請があった事項

3. 消防関係相互の応援要請等

消防本部は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「熊本縣市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

4. 下水道九州ブロック災害時応援体制

下水道事業に関して、災害が発生した場合において、町での対応が困難な場合は、九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルールに基づき、町は災害時の支援を要請することができる。

なお、町が支援を要請するに当たっては、少なくとも「被害状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請するものとする。

5. 県への応援又は応援斡旋の要請、国・県による代行

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。

- ・被災建築物応急危険度判定支援要請
- ・被災宅地危険度判定支援要請など

6. 「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

町は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の要請について、県を通じて総務省に又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。

7. 相互応援の強化

町は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

また派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

8. 複合災害における応援要請

町及び関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

9. 応援・受援体制の整備

町及び防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請

【総務課】

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害応急対策実施のために自衛隊の派遣を要請する場合は、次の手続きによる。

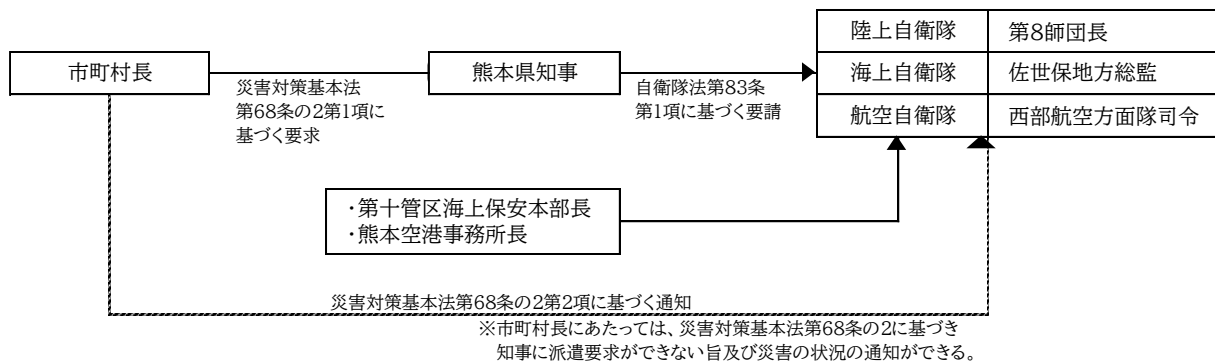
1. 要請する災害

災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命、身体又は財産保護のため必要な応急対策の実施が町だけでは不可能、若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき要請する。

2. 要請の手続き

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書（資料編のとおり）又は口頭により、宇城地域振興局長を経由し知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合においては、電話等迅速な手段で直接自衛隊に要請を行い、その後速やかにその旨を知事に通知する。

- (1) 災害の状況
 - ア 被災地域
 - イ 被害状況（人命、財産等）
- (2) 要請する理由(町の措置状況、自衛隊派遣を必要とする理由)
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- (5) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (6) その他参考となる事項



3. 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産の保護のため防災関係機関と緊密に協力して次に掲げる活動を行う。

- (1) 人命の救助
- (2) 遭難者等の搜索活動
- (3) 消防活動
- (4) 水防活動
- (5) 人員及び物資の輸送
- (6) 救急の医療、防疫
- (7) 道路又は水路の啓開（応急復旧）
- (8) 通信支援
- (9) 給水、炊飯
- (10) 入浴支援等

4. 連絡担当者

- (1) 町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2) 連絡担当者は、部隊の受け入れ及び作業について現地における町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたる。

5. 派遣要請後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて、部隊の作業を支援し、災害派遣要請の目的を達するよう努めるものとする。

- (1) 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元区民との協調を図る。
- (2) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は、速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

6. 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請（撤収時期及び理由）を行う。

7. 派遣に要した経費の負担

部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。

- (1) 部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び通話料金等。
- (2) 部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料金及び水道料金。
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金。
- (4) 活動のため現地で調達した資機材等の費用。
- (5) その他必要な事項については、協議して定める。

第5節 予警報等伝達

【総務課】

本節は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、危険警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を県、町、関係機関、住民に迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 予警報等の定義

この計画において、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」「危険警報」「特別警報」が、現象の危険度と雨量、水位、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨、氾濫や土砂災害などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 熊本地方気象台が発表する河川氾濫、大雨、土砂災害に関する気象情報

	河川氾濫 一級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報
警戒レベル 1	早期注意情報		

イ 熊本地方気象台が発表するその他の気象情報

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

種 類		発 表 基 準
警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 降雪の深さ：平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm </div>
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 平均風速：20m/s </div>
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 平均風速：20m/s 雪を伴う </div>

種 類		発 表 基 準
注 意 報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 降雪の深さ：平地 12時間降雪の深さ3cm 山地 12時間降雪の深さ5cm </div>
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 平均風速：10m/s </div>

種 類		発 表 基 準
注 意 報	風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">平均風速：10m/s 雪を伴う</p>
	濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">視程：100m</p>
	雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">最小湿度40%で、実効湿度65%</p>
	なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上</p>
	着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃</p>
	霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下</p>

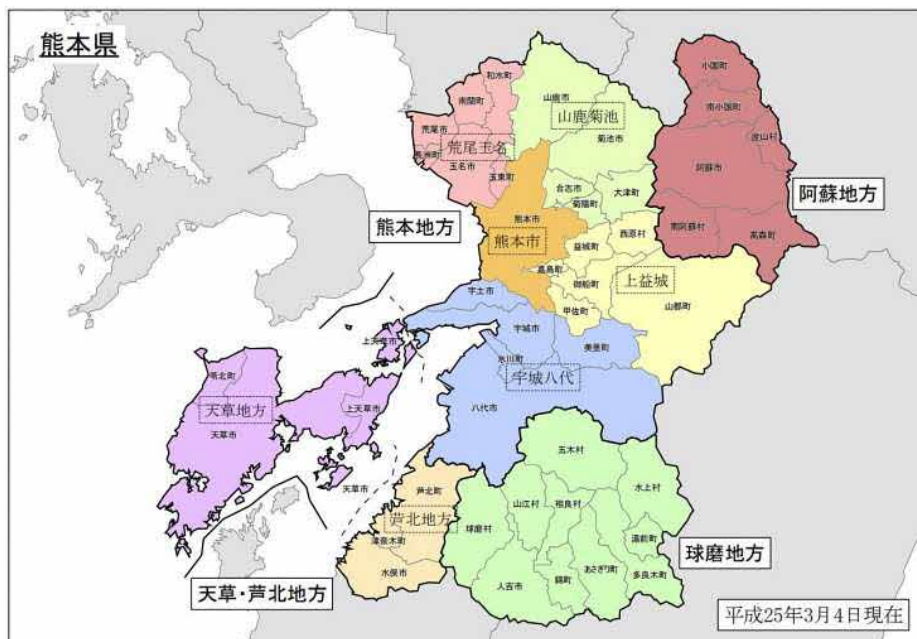
種 類		発 表 基 準
注 意 報	低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</p> <p>冬期：平地で最低気温が-5℃以下</p> </div>
	融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>

ア) 気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

イ) 気象等の特別警報・警報・注意報の地域細分発表

警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報を発表する場合の細分区域は、次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。

なお、美里町は、熊本地方の宇城八代地域に該当する。



(2) 段階的に発表される防災気象情報

円滑な防災活動ができるように、観測の成果の発表や予報事項に関する情報が、住民及び

関係機関に対し発表される。

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報（警戒レベル1）は、5日先までの警報級の現象の可能性を発表するもの。

イ 気象解説情報

現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報。

- ・気象解説情報（線状降水帯半日前予測）
- ・気象解説情報（台風第〇号）
- ・気象解説情報（大雨）等

ウ 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

時系列情報は、警報・注意報に先立って、翌日までの気象状況の見通しを、毎日4回発表するもの。

エ キキクル

大雨や土砂災害に関する情報が発表された際、危険度が高まっている地域を地図上で視覚的に知ることができる情報。

オ 気象防災速報

警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表するもので、極端な現象を速報的に伝える情報。

- ・気象防災速報（記録的短期間大雨）
- ・気象防災速報（線状降水帯発生）
- ・気象防災速報（線状降水帯直前予測）
- ・気象防災速報（短時間大雪）
- ・気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）等

(3) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、本町は緊急地震速報で用いる地区名称のうち、「熊本県熊本地区」に属している。

都道府県名	緊急地震速報で用いる地区の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市、美里町他21市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせ

る警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(4) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報する。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」若しくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(5) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(6) 指定河川（緑川水系）洪水予報の発表基準

緑川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所と熊本地方気象台が共同して行う緑川水系洪水予報の種類は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 相当情報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（中甲橋3.00m）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（中甲橋4.60m）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（中甲橋4.10m）に到達し、さらに上昇が見込まれるとき。
レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)	急激な水位上昇により基準地点の水位がまもなく氾濫危険水位（中甲橋4.60m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
レベル5 氾濫発生情報 レベル5 氾濫特別警報 (警戒レベル5 相当情報)	氾濫が発生したとき。

(7) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(8) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、

河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(9) 土砂災害に関する情報

レベル4土砂災害危険警報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に発表する。

2. 予警報等の伝達系統

予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

なお、町及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(1) 気象予警報の伝達系統

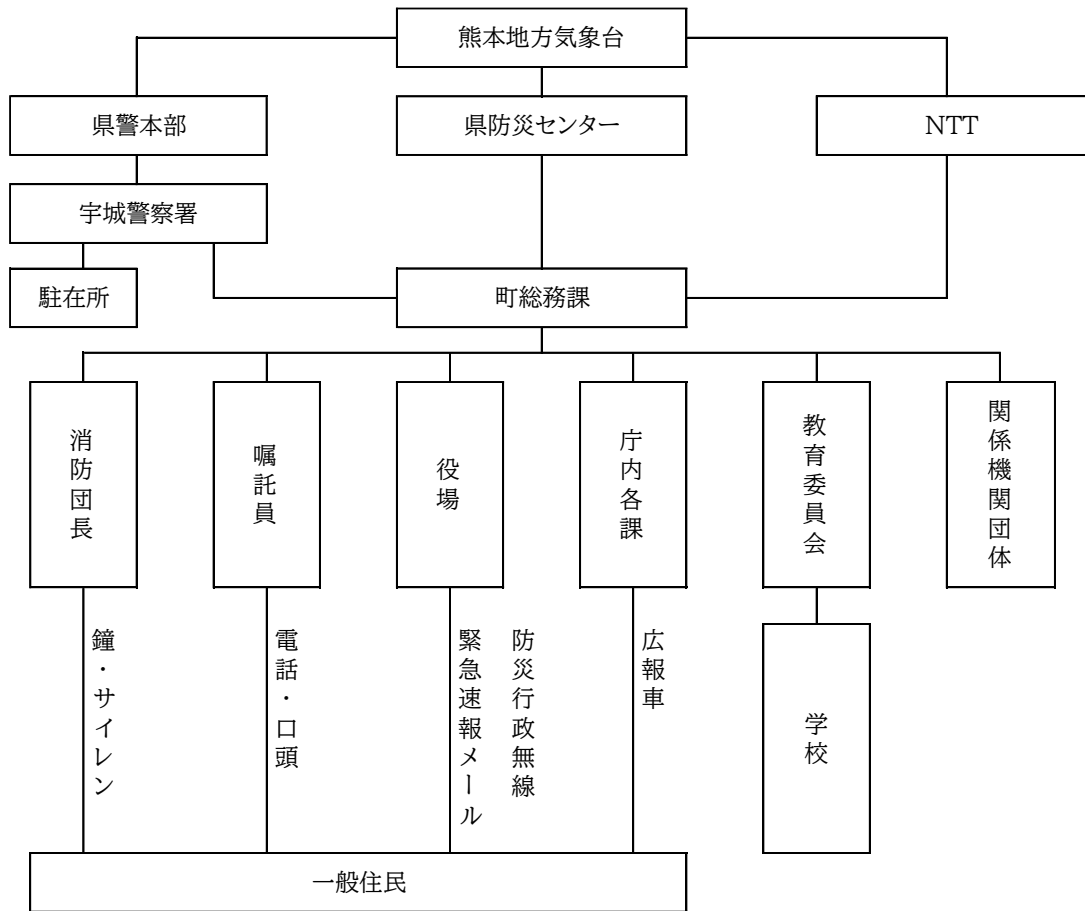
ア 気象予警報の種類

気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。

ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

イ 気象予警報の伝達系統

気象予警報等の伝達系統は、以下のとおりである。



ウ 地震に関する伝達系統

地震に関する情報の伝達系統は、地震災害対策編のとおりである。

(2) 水防計画における情報の伝達系統

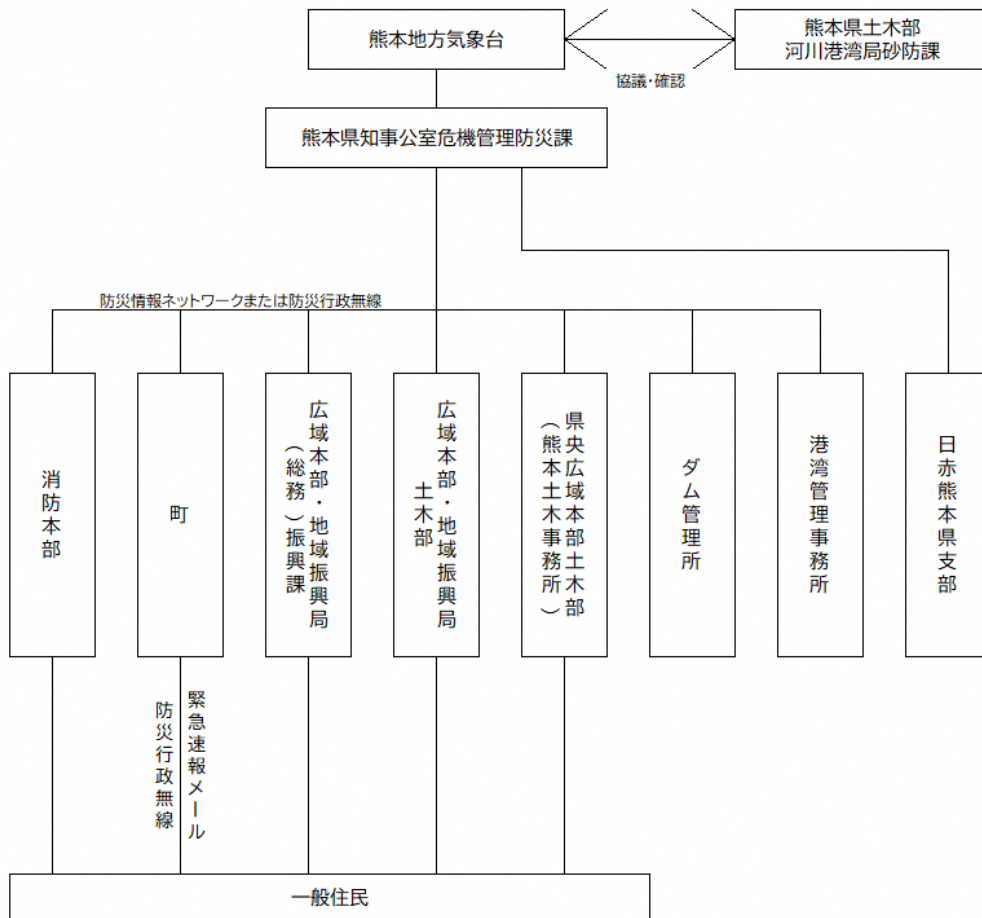
ア 指定河川洪水予報の伝達系統は、県水防計画書資料編のとおりである。

イ 水防警報の伝達系統は、県水防計画書資料編のとおりである。

ウ 水防に関する情報の伝達系統は、県水防計画書資料編のとおりである。

(3) 土砂災害に関する情報の伝達系統

レベル4土砂災害危険警報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、土砂災害警戒情報の伝達系統は、以下のとおりである。



(4) 伝達方法

ア 勤務時間内の受信及び伝達

各機関からの予警報、情報は総務課が受信し、関係課及び各団体等に連絡するとともに、町内放送等により全職員に周知する。

イ 勤務時間外の受信及び伝達

(ア) 災害対策本部設置前にあっては、当直者が受信し、総務課長及び関係各課長に連絡する。関係各課長は、配置の基準に該当する場合には直ちに各配置職員に連絡する。

(イ) 総務課長は、配置の基準に該当する場合は、必要に応じ消防団及び関係団体に連絡する。

(ウ) 災害対策本部設置時にあっては、本部室員（総務課職員）が受信し、関係対策部へ連絡する。

ウ 一般住民への周知

住民に対する周知については、必要に応じ消防団、嘱託員（補）、区長、関係団体等に連絡し周知を図るとともに総務課は、広報車、防災行政無線等により周知を図る。

消防団においては、団長、副団長、分団長に連絡し、分団長は副分団長、部長、班長を通じて地域住民に周知する。

エ 予警報等受領伝達簿

総務課は、予警報、情報等の受領伝達その他の処理に関する取扱の責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等の受領伝達簿を作成する。

3. 予警報等の取扱い

町長は、各機関から伝達を受けた特別警報・危険警報・警報・注意報等を、本計画の定めるところにより、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用し、速やかに住民等に周知するよう努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

4. 予警報等伝達責任者

特別警報・危険警報・警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、町は、1名の予警報等伝達責任者を定めておくとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

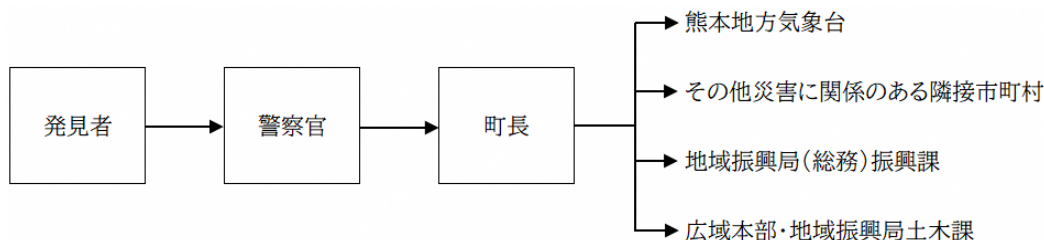
5. 異常発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により町長又は警察官に通報するものとする。（災害対策基本法第54条）
- (2) ここにいう異常現象は、概ね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況		強いたつまき、強い降ひょう等
地象に関する事項	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震

- (3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

ア 系統



イ 通報の方法

町長から熊本地方気象台に対する通報は、電話又は電報によることを原則とする。ただし、地震に関する事項については文書によってもよいこととする。

6. 気象等伝達についての応急措置等

災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、2及び3に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、特別警報・危険警報・警報・注意報を町民に周知させるための措置を講ずることとする。

第6節 通信施設利用

【総務課】

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

1. 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

(1) 加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平時からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先通話の指定を受けておくものとする。そして緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」（この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由を告げるものとする。この場合は、その通話が非常・緊急通話として取り扱われる機関若しくは内容であるとの説明を求める事ができる。）をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

(2) その他の通信

- ア 電報による通信
- イ 警察電話による通信
- ウ 警察無線電話による通信
- エ 防災行政無線電話による通信
- オ 移動通信系の活用

2. 通信が途絶した場合における措置

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努める。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。

第7節 情報収集・共有及び被害報告取扱

【総務課】

災害情報及び被害状況等の把握は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるから、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるときは、速かにこれらの情報、報告の収集に努めるとともに何人もこれに協力しなければならない。

1. 災害情報の収集

(1) 異常現象発見者の通報

災害発生時の異常現象（がけ崩れ、山崩れ等）を発見した者は、直ちにその旨を町長（嘱託員（補）、消防団員）、警察官に通報しなければならない。

(2) 情報連絡員の通報

ア 情報連絡員は、各嘱託員（補）、消防団幹部（班長以上）とする。

イ 情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下においては、地区内の危険の状況把握とともに、随時巡回を行うなど、地区内の災害状況の推移に注意し、区長、消防団員等と連絡を密にし、情報を収集する。

ウ 災害が発生した場合、又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務課に通報する。

(3) 消防団関係

ア 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

ウ 災害が発生した場合、又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により総務課へ通報する。

(4) 情報のとりまとめ

ア 災害が大きいと判断する非常時の場合、情報収集班を編成する。それ以外は各課で対応する。

イ 情報収集班及び各課は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、総務課に連絡する。

ウ 総務課は、情報連絡員、各課、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領整理し、総務課長に報告するとともに、関係各課長に連絡する。

(5) 情報の報告等

災害に関する報告は、熊本県地域防災計画及び熊本県被害報告取扱要領に基づき、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告及び災害年報等について、各種指定様式を用い、所定の報告システムにより行うものとする

2. 災害通信の手段

(1) 災害通信の方法

気象予警報の伝達、又は被害状況等の報告及び各種情報の連絡は、県防災情報ネットワークシステムにより行い、補助的機器として、電話、FAX、町・県防災行政無線等を使用する。また、他の考えられる通信手段の整備も検討する。

(2) 通信途絶時における措置

通信施設（主として電話）が使用不能、若しくは使用困難なときは、防災行政無線を活用し、さらに一般住民への伝達は、広報車等を利用し、その必要な指揮命令、伝達を迅速、確実にするために適切な措置をとるものとする。

(3) 優先順位

通信施設を優先して使用する場合、優先順位は、次の順序が考えられる。

- ア 住民に対する避難情報等人命に関する事項の通信
- イ 応急措置の実施に必要な通信
- ウ 気象予警報等の通信
- エ その他予想される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項等の通信

(4) 防災行政無線の運用

- ア 孤立集落との連絡確保のため、町長は防災行政無線により災害時における円滑な運用を行うものとする。
- イ 災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合総務課で使用統制を行う。

3. 被害報告取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、あらかじめ1名の被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

4. 防災情報共有システムの活用

町は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。町及び県は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用するなど、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、町は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅

速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Lアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平時から町は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

5. 被害等の調査・報告

(1) 町による調査等

発災当初においては、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や定期的な町と県の情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。

町は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、町は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や嘱託会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、災害発生箇所での行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（県資料編参照）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他町の業務継続に必要な情報

(2) 県への報告

町長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については町が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）

6. 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

また、町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を務めるとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

7. 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

8. 防災関係機関等の協力関係

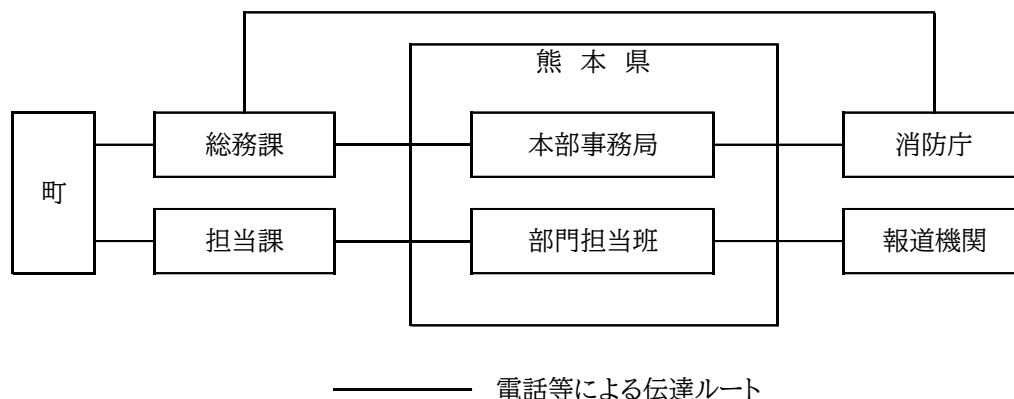
町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

町災害対策本部長及び県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

9. 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、県に直接報告できない場合にあつては、直接消防庁へ被害報告を行う。



消防庁連絡窓口	
NTT回線	消防防災無線
TEL 03-5574-0119	TEL 6060
FAX 03-5574-0190	FAX 6069

10. 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（宇城地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官（窓口消防庁）に文書で報告するものとする。

第8節 広報

【総務課】

町及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1. 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2. 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、総務課が担当する。
- (2) 総務課以外の各課は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し総務課に提出する。
- (3) 総務課は、課員を現地に派遣し、広報写真、状況等の把握等災害現地の情報収集に努め、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

3. 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うように努めるものとする。

4. 情報等収集活動

原則として「本編 本章 第7節情報収集及び被害報告取扱」による。

5. 町における広報活動

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報の方法

町は、住民に周知徹底を図るため、広報車、広報紙、チラシ、ポスター、町ホームページ、SNS、防災行政無線等により迅速かつ的確な広報を行う。

(2) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ウ 台風等に関する情報
- エ 町及び消防本部の防災体制及び応急措置に関する事項
- オ 避難の指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- カ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

- キ 防疫に関する事項
- ク 火災状況
- ケ 医療救護所の開設状況
- コ 給食・給水実施状況
- サ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- シ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ス 一般的な住民生活に関する情報
- セ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ソ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- タ 住民の安否情報
- チ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- ツ 交通規制の状況
- テ 被災者支援に関する情報等
- ト その他必要な事項

(3) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 町広報媒体の利用（町ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）

イ 防災行政無線等による広報

ウ 広報車、船舶等による広報

エ 消防団による広報

オ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報

カ 広報紙、チラシ、ポスター等

キ 指定緊急避難場所への職員の派遣

ク 自主防災組織等による広報

ケ 防災メールや防災アプリによる広報

コ 安否情報システムによる広報

サ その他状況に応じ効果的な方法

6. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、

全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

（2）インターネットの活用

町からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手したりする手段として、インターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、町ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

イ 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

7. 住民等からの問合せ対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、他の関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

8. 報道機関への対応

町は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供の在り方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第9節 消防

【総務課】

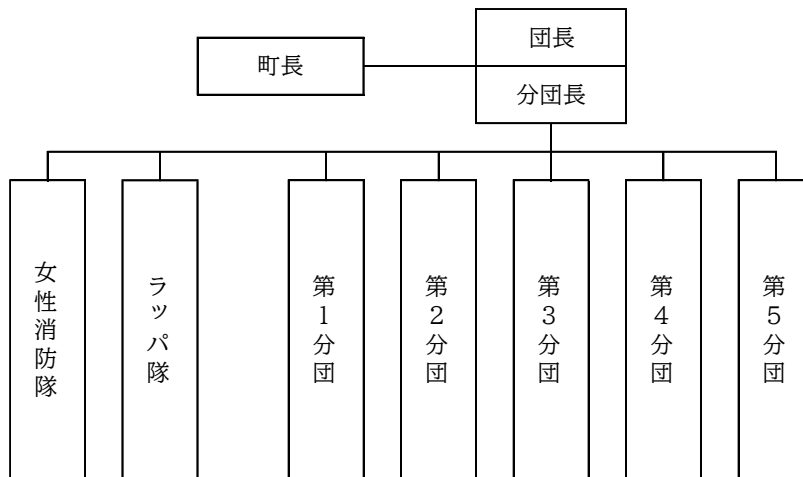
災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

(1) 組織

町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、町内における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行うものとする。なお、団員数は資料編のとおり。

(2) 町は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第31条に基づく町の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努めるものとする。



2. 消防施設設備の整備状況

(1) 消防ポンプ

消防ポンプの現有数は資料編のとおりである。

(2) 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に管理するとともに、水利不足の地域においては計画的に整備を図るものとする。

なお、消防水利の現有数は資料編のとおりである。

3. 消防活動計画

町は、消防施設、消防職員及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、町消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。

(1) 火災警報の発令

ア 町長は、火災気象通報を受けた場合、又は気象の状態が火災の予防上危険であると認

めるときは、警戒を喚起するために火災に関する警報を発令する。

- イ 火災警報の発令及び解除の伝達は、消防団及び関係機関へ速やかに連絡するとともに、広報車、防災行政無線、サイレン、警鐘等により住民に周知を図るものとする。
- ウ 町長は、火災警報を発令した場合は、その解除までの間、宇城広域連合火災予防条例の定めるところにより、町民の火の使用を制限する。

(2) 火災予防

- ア 強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防止危険があると認められる場合、又は火災が発生した場合には消防本部と協力し、広報車、防災行政無線等により、住民への警戒の喚起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒態勢を確立して万全を期す。
- イ 町内の各地区、民間の企業等は、自主的に災害の予防、初期消火、消防団への協力のため自主防災組織を編成するものとする。
自主防災組織の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに災害現場においては、消防本部長又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する。

(3) 緊急避難体制

災害時における避難情報は、災害対策基本法に基づき、町長が発するが、緊急避難については、常に第一線で防災活動に従事し危険の実態を把握できる立場にある消防団員が的確に行う。

ア 緊急避難の基準

- (ア) 火災が拡大するおそれのあるとき。
- (イ) 爆発のおそれがあるとき。
- (ウ) その他居住者の生命、又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

- イ 緊急避難又は立ち退きの指示を行った場合は、速やかにその旨を町長、警察署長に通報する。

(4) 動員計画

ア 招集計画

火災発生の場合は、通信施設の途絶が予想されるので、勤務時間外、休日等においては、職員及び消防団員は、自主的に参集することを原則とする。

- (ア) 職員は原則として役場へ参集する。
- (イ) 消防団員は、所属する消防倉庫又は所轄する災害現場へ参集する。ただし、災害発生の場合において、災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

4. 消防広域応援計画

町は、町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるものとする。

(1) 県内の応援体制（市町村消防相互応援）

町長又は消防本部長は、「熊本県市町村消防相互応援協定」（昭和46年4月1日締結）の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制（消防組織法第39条）を確立するものとする。

(2) 緊急消防援助隊応援要請計画

緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知）に基づき、緊急消防援助隊の応援を要請する場合は、熊本県消防広域応援基本計画並びに同計画に基づく宇城広域連合消防本部応援計画・受援計画に従い、次により実施するものとする。

ア 応援要請

（ア）町長は、災害が発生し、その状況から管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、応援要請は次の事項を明示して行う。

- ・ 災害の状況
- ・ 応援車両の種類
- ・ 必要人員
- ・ 到着希望時刻

（イ）町長は、緊急消防援助隊の出動要請を行った場合は、消防本部長へ連絡するものとする。

イ 応援等調整本部

（ア）美里町応援等調整本部

町長は、緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、町内での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を支援するため、美里町応援等調整本部（以下、「町調整本部」という。）を設置するものとする。

町調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、県代表消防機関の派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表、町長が選任した派遣職員とし、町長を本部長とする。

町調整本部は、消防庁、後方支援本部等と連携し、次の事務を行うものとする。

- ・ 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。
- ・ その他必要な事項に関すること。

（イ）熊本県応援等調整本部への派遣

町長は、本町を含む複数の市町村が被災し、熊本県に熊本県調整本部が設置された場合は、あらかじめ選任した職員を派遣するものとする。

ウ 応援消防隊の指揮

応援消防隊の指揮は、消防相互応援協定に基づきその都度町長が特命するものとし、応援消防隊は特命指揮者のもとに活動に従事する。

エ 費用負担等

応援部隊の費用の負担等については、消防相互応援協定による。

5. 消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

（1）消防及び警察の相互協力

町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防組織法第42条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(2) 消防及び自衛隊の相互協力

町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」(平成8年2月7日消防救第27号消防庁救急救助課長通知)に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(3) 消防及び医療機関の相互協力

町は、大規模災害又は特殊災害等の発生時に応急救護活動を迅速かつ効果的に遂行するため、「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」(平成8年5月24日付け消防救第114号消防庁救急救助課長通知)に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

第10節 避難収容対策

【総務課、美しい里創生課、健康保険課、農業政策課、学校教育課、社会教育課、福祉課】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりである。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を発令するものとする。

区分	災害の種別	実施責任者
高齢者等避難	全災害	町長
避難指示	全災害	町長（災害対策基本法第60条）
		警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）
緊急安全確保	全災害	町長

2. 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

町長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

避難情報等	発令される状況及び町民がとるべき行動
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)</p> <p>○町民がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>○居住者がとるべき行動：高齢者等※は危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 レベル2大雨注意報 レベル2氾濫注意報 等</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化</p> <p>○居住者がとるべき行動：</p> <p>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>○居住者がとるべき行動：災害への心構えを高める</p> <p>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ア 防災行政無線による伝達周知
- イ Lアラートによる伝達周知

- ウ J-ALERTによる伝達周知
- エ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知
- オ サイレン及び警鐘による伝達周知
- カ 広報車等による伝達周知
- キ 防災メールや防災アプリによる伝達周知
- ク 囑託会、自主防災組織、等への有線放送及び電話等による伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定し、日頃から防災行政無線等の点検整備を行うとともに、町民に対して、戸別受信機の受信状況確認や内蔵電池の交換等を周知するなどして、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

- (3) 町長は、本計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。
- (4) 町長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。
- (5) 町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 避難指示等の基準

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで必要な地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

- (1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方
 - ア 避難情報を発令する対象災害の確認
 - 町が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。
 - イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）
 - 避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、
 - ①「防災気象情報の切迫度の高まり」
 - ②「災害リスクのある区域等」との両方が重なり合った場所に、情報を発令することが基本である。
 - ウ 発令タイミングの設定

警戒レベル3 高齢者等避難及び警戒レベル4 避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう町長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

また、夜間時の大雨等により避難行動をとることが危険な場合においては、警戒レベル4 避難指示の状況であっても警戒レベル5 緊急安全確保の発令をすべきである。

さらに、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

(2) 洪水等

ア 発令対象の災害

[洪水予報河川]

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。

[その他河川等]

その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。

<避難情報の発令対象としない水路等の条件>

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合

イ 発令基準の設定

区分	洪水予報河川 (一級河川 緑川)	その他河川
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) ●レベル5 氾濫特別警報が発表された場合 ●洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性	(災害が切迫) ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が

区分	洪水予報河川 (一級河川 緑川)	その他河川
	<p>(黒)」になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(災害発生を確認) ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 	<p>発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●川の洪水警報の危険度分布(キキクル)で「災害切迫(黒)」が出現した場合(災害発生を確認) ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防活動に従事する者からの報告等により把握できた場合)
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●レベル4 氾濫危険警報※が発表された場合 ※①②のいずれかの場合、気象台と国が共同で発表 ①緑川中甲橋の水位が氾濫危険水位(4.60m)に到達した ②急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位(4.60m)を超え、さらに水位の上昇が見込まれる ●洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過するこ 	<ul style="list-style-type: none"> ●川の洪水警報の危険度分布(キキクル)で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ●川の水位が一定の水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

区分	洪水予報河川 (一級河川 緑川)	その他河川
	とが予想される場合	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●レベル3 氾濫警報※が発表された場合 ※①②のいずれかの場合、気象台と国が共同で発表 ①緑川中甲橋の水位が避難判断水位(4.10m)に到達し、かつ、さらに水位の上昇が見込まれる ②緑川中甲橋の水位が氾濫危険水位(4.60m)に到達する見込み ●洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 ●堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●川の洪水警報の危険度分布(キキクル)で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ●上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ●堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(3) 土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

ウ 発令基準の設定

発令内容	発令基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) <ul style="list-style-type: none"> ●レベル5 土砂災害特別警報が本町に発表された場合 ●土砂災害の危険度分布(キキクル)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認)

発令内容	発令基準
	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害の発生が確認された場合
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●レベル4土砂災害危険警報が本町に発表された場合 ●土砂災害の危険度分布（キキクル）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●レベル3土砂災害警報が発表された場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

4. 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第63条）町長からの要求等により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

5. 避難の誘導

(1) 町等

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示やなわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができるものとする。

(2) 社会福祉施設等

ア 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、町等に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

イ 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(3) 避難誘導

避難誘導は、高齢者、乳幼児、病人、身体障がい者等、避難について介護又は誘導を必要とする者のいる世帯について、その実情を日頃から把握しておくとともに、避難の指示等の伝達方法及び誘導方法等について特に配慮するものとする。

なお、避難の誘導は、地元消防団が地区の責任者と協力して行う。

(4) 移送、輸送

ア 避難者の移送、輸送は原則として避難者各自で実施する。

イ 避難路の指定及び避難経路の選定について町は、避難所に通じる道路（法定外公共物の道路を含む。）を避難路として指定するものとする。また、その際の経路については、各地区に、日頃から点検・確認しておく。

ウ 避難者が自力で避難ができない場合において、町長が必要と認めるとき、又は避難者からの要求があったときは、町が車両等を確保し、移送、輸送を行う。

エ 災害が広域に及び、大規模な立ち退きを要し、町で処理できない場合は、知事に避難者の移送、輸送を要請する。

(5) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

6. 避難所の開設及び収容

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が

適用された場合は、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示する。なお、嘱託員（補）、区長や自主防災組織、消防団と連携し、指定避難所以外の避難者に係る情報の把握にも努める。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

町は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 収容の期間

避難所の開設、収容の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、それ以前に収容の必要のなくなった者は逐次退所させ、期間内に完了する。なお、期間内に罹災者が住居又は仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長は、その都度県に開設期間の延長を申請する。

なお、収容の期間中は「佐俣の湯」を拠点として、各避難所との連携を図りながら罹災者の送迎及び入浴や食事の支援を行う。

(5) 所用物資の確保

町は、避難所開設及び収容のための所用物資を確保する。ただし、町において確保できないときは、県に確保を依頼する。

(6) 町職員の駐在

避難所を開設したときは、避難所ごとに町職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。

なお、駐在職員は、次の各種記録簿を備えつけ整備する。

- ア 避難所収容台帳
- イ 避難所収容者名簿
- ウ 避難所物品受払簿
- エ 避難所設置及び収容状況

(7) 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(8) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(9) 避難者の把握、避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、県（知事公室危機管理防災課）に報告しその後の状況を毎日救急日報により報告する。

なお、報告は熊本県防災情報共有システム等により行う。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設予定期間
- エ 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(10) 避難所の管理運営

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援するものとする。

- ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 町は、嘱託会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、町の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 町は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- キ 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ク 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部署は、防災担当部署に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ケ 町は、避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- コ 町は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- サ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- シ 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、飼養スペースを準備するなど適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- ス 避難期間が長期化する場合、町及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- セ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
- ソ 町は、仮設トイレ等の供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- タ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。
- チ 町は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- ツ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

7. 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

- (1) 町は、嘱託会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。
- (2) 併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、嘱託会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (3) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (4) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報について、車中泊避難を実施する避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

8. 避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

避難支援計画を策定している町にあっては、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

町は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人など専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等分かりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(3) 生活の支援

ア 相談体制の整備

町は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

イ 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積したりするなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

9. 外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

10. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の

者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

ウ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町、嘱託会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示に当たっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

イ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、嘱託会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

(ア) 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

(イ) 通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

エ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

イ 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

ウ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずるものとする。

エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講ずるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

イ 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく町、嘱託会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

オ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

(ア) 災害の種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法

(イ) 緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(カ) 負傷者の救護方法

(キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法

(ク) 登下校中の避難方法

11. 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

町、県及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

12. 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

13. 被災者等への的確な情報活動関係

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第11節 災害救助法の適用

【福祉課】

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されることとなるが、同法の適用要領は概ね次のとおりである。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

ア 町の区域内住家において、40世帯以上の世帯の住家が滅失したこと。

イ 県の区域内の住家1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、町の区域内住家において、20世帯以上の住家が滅失したこと。

ウ 県の区域内において、7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。

一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、町において救助を必要とすると判断されること。

(2) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

ウ 住家の単位

住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位とする。

(3) 災害救助法の適用手続

ア 町における災害の程度が、(1)の災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 県知事は、町長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、町及び関係機関に通知するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

ウ 県知事は、災害救助法第13条第1項の規定により、町長に救助の実施に関する事務の一部を委任する。救助の実施は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

(4) 救助に要する費用の負担

災害救助法第18条の規定による救助に要する費用については、救助を行った県が支弁する。

第12節 救出

【総務課】

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者等

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。
- (3) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

2. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたような場合や、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 土石流により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

3. 救出の方法

- (1) 町、消防職員・団員による救出
 - ア 町は、災害対策本部長の命により、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。編成は消防団を主体とし、災害の規模、程度に応じて町関係職員、その他増強要因を編成する。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
 - イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
 - ウ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応

援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

(3) 災害救助法に基づく救出

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号）の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は、知事に期間の延長を申請するものとする。

4. 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、町、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMA T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

また、町をはじめ、県及び救出・救助関係機関等は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

5. 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6. 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7. 応援の手続き

町長において救出作業をできないとき、又は機関器材等の調達ができない場合、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。

第13節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬

【総務課】

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1. 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

2. 行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の捜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。町のみで困難な場合は消防本部等他機関に応援の要請を得て実施する。

また、死体の捜索期間は、災害発生後1週間以内とする。ただし、1週間を経過してもなお捜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により、捜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

3. 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4. 遺体の引き渡し

町内で発見された、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、町長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

5. 遺体の収容

(1) 町は、発見された遺体について、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により警察官の検視の後、災害対策本部長が指示する次の場所に収容する。ただし、

遺族において処理できるものについては、遺族に引き渡す。

なお、町は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。なお、収容先は、資料編のとおり。

(2) 収容後の処理

- ア 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案

(3) 身元不明の死体に対する措置

漂流死体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

6. 遺体の火葬

(1) 町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- ア 火葬場の被災状況の把握
- イ 死亡者数の把握
- ウ 火葬相談窓口の設置
- エ 遺体安置所の確保
- オ 作業要員の確保
- カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- ク 火葬用燃料の確保

7. 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬は、警察官の検視（見分）を待って、医療班又は医師が、奉仕団等の労力奉仕により、仮設の埋葬場所を借り上げて行い、町のみで困難な場合は他機関の所属の医療班等の応援を得て実施する。

(2) 埋葬は、原則として火葬とする。また、棺、骨壺等現物を遺族に支給することによって行うこともできる。

8. 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第14節 医療救護・助産

【総務課、健康保険課、福祉課】

町長は、災害のため、住民の医療が困難となった場合において、住民に対する応急的な医療及び助産を実施する。

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、町及び県は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院（県資料編参照）、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護及び助産は、町長が行う。
- (2) 町だけで処理できないときは、隣接市町村、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2. 救護活動

- (1) 被災地内保健医療福祉活動
町長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。町のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。

3. 医療救護・助産の範囲

- (1) 医療の範囲
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置手術、その他治療及び施術他
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (2) 助産の範囲
 - ア 分娩の介助
 - イ 分娩前、分娩後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

4. 救護班及び医療班の編成等

災害現場において医療、助産救助を実施するため、次の基準により、救護班又は医療班を編成し必要に応じ出動するものとする。

(1) 救護班

医師1～2人、薬剤師1人、看護師2～3人、事務職員1人、診療車を有するとき運転手1人をもって編成する。班長は医師のうち1人をもって定める。

団体名	構成機関名	所在地	電話番号	編成班数
保健所	宇城地域振興局 保健福祉環境部	宇城市松橋町 久具400-1	32-1147	2
医師会	郡東部医師会 (宇城市豊野町・美里町)	美里町永富328 (間部病院内)	47-0032	2

(2) 医療班

医師1人、補助員（看護師を含む）若干名をもって編成する。

5. 実施の方法

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき、町長は、本計画の定めるところにより現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関において医療を実施することが適当なときは、町長は、医療機関又は町長が収容委託した病院に移送して行う。

(3) 県からの応援等

町長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県にその旨を連絡するなど他機関の応援を求めて実施する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取り扱い

町長は、医療救助法等の実施方法について、県と協議のうえ行うものとする。

6. 惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7. 災害救助法に基づく医療

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

8. 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担するものとする。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りでない。

- (1) 医療及び助産の費用
災害救助法実施基準（費用の基準）に定めるところに準ずる。
- (2) 救護班又は医師班として救護医療活動に従事した医師、その他の者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となったときの災害補償は、熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例の規定による。

第15節 食料調達・供給

【総務課、美しい里創生課】

町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1. 実施機関

町は、被災者及び災害応急従事者等に対し、炊き出し、食料供給を実施するものとする。

町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

2. 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

炊き出しは、避難所等食事をする場所に近い適当な場所において実施する。特に福祉避難所である福祉保健センター近くの道の駅美里「佐保の湯」は入浴及び食事提供の施設としてその提供を施設管理者と協議するものとする。

また、町が奉仕団等の協力により、学校の給食施設等の施設を利用して行う場合は、必ず町職員等責任者が立ち会い、その実施について指導するとともに必要事項を記録する。

町が多量の被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

(2) 物資の確保

町は、炊き出し、その他食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保する。また、備蓄品を確保するため、備蓄倉庫を整備する。

(3) 食料の配分

被災された町民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

なお、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回の保健医療サービスの提供、インターネットやラジオ等を通じた正確な情報伝達等により、生活環境の確保に努める。

(4) 食品衛生

町は、炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

ア 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既設施設を利用するほか、これが得難いときは、湿地、排水の悪い場所、塵埃、汚物処理等から離れた場所を選定してもらう。

イ 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

3. 災害救助法に基づく食品の給与

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第16節 給水

【総務課、美しい里創生課、上下水道課】

町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活水の供給を実施することとする。水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

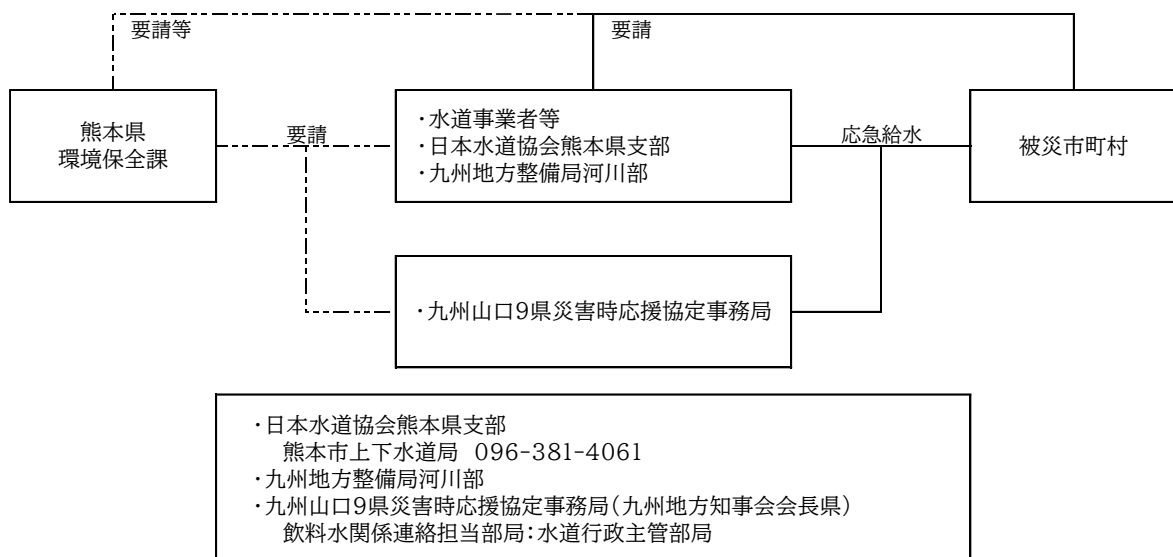
また、水道事業者は、災害の発生時において、上水道の構造等を勘察して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施体制

(1) 飲料水供給の実施は、町が行うものとする。

町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活水の供給を実施することとする。

(2) 町は、災害により応急給水できない場合、支援を県へ要請することができる。



2. 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

確保した飲料水は、バケツ又は缶等に入れ被災者に対し供給するものとする。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、「本章第4節 自衛隊派遣要請」

により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3. 給水に関する広報

町は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

また、災害発生が予想される場合は、事前に各家庭において飲料水として必要量の貯水をすよう広報車及び防災行政無線等を通じて町民に通知する。

4. 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

5. 応急復旧及び支援要請

水道事業者は、本計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。また、水道事業者は、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

また、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

6. 災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第17節 生活必需品供給

【総務課、美しい里創生課、福祉課】

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1. 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

2. 衣料等物資の給与又は貸与の対象者

災害によって家屋の全焼、全壊、半壊、流失及び床上浸水等の被害を受けた者で、次事項に該当する者とする。

- (1) 日常生活に必要な被服、寝具等を喪失した者。
- (2) その他必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。

3. 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ア 寝具類（毛布等）
- イ 衣料（作業着、下着、靴下等）
- ウ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- エ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- オ 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- カ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- キ 燃料
- ク その他（ビニールシート）

4. 衣料等物資の給与又は貸与の方法

町は、世帯別構成員別状況を把握し、物資購入及び配分計画を樹立し、これにより供給又は貸与するものとする。

物資の供給又は貸付は、各地区の物資支給責任者を嘱託員（補）とし、その協力を求めて配分計画に基づき罹災者に配分するものとする。生活保護世帯については、宇城地域振興局福祉課を通じて支給する。

5. 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

6. 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第18節 救援物資要請・受入・配分

【総務課、美しい里創生課】

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入・供給体制

(1) 物資集積拠点の選定

町は、本計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとし、県は、県全体の選定状況の把握、調整を行うものとする。

(2) 受入・供給体制の整備

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

町及び県は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、(公社)熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

第19節 住宅応急対策

【総務課、福祉課、建設課】

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、「本編 本章 第10節避難収容対策」によるものとする。

1. 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた町長が行うものとする。

町長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の供与

町及び県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(1) 賃貸型応急住宅

町及び県は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

(2) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の建設

町及び県は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興の在り方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。

また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための

集会施設等の整備について検討を行うものとする。

イ 建設型応急住宅の運営管理

町は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。公営住宅の提供災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長及び知事は公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

(3) 応急仮設住宅の入居基準

- ア 住宅が全焼、全壊又は流失した者。
- イ 居住する住宅がない者。
- ウ 自らの資力では建築することができない者。

(4) 建築基準

災害救助法に基づき、県が別途定める。

(5) 設置場所

原則として、町長が選定する場所とする。

(6) 供与期間

建築基準法（昭和25年法律第201号）第8条第3項による期間（最高2年以内）

3. 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者。
- イ 自らの資力で応急処理ができない者。

(2) 修理基準

修理の範囲	・世帯単位でなく、戸数単位で実施する ・居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分に限る
修理戸数	半焼、半壊戸数
費用	一戸当たりの応急修理基準、救助法の適用限度内
修理期間	災害発生の日から1か月以内

4. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

町は、公営住宅などの募集案内の周知について、町ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

5. 災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第20節 交通規制

【総務課、建設課】

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、又は橋梁等の道路施設に被害が発生した場合、又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者等と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区 分		範 囲
道路管理者等	国土交通大臣 知事 町長	(1)道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2)道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察	公安委員会 警察署長 警察官	(1)災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2)道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3)道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2. 交通規制の措置

(1) 道路管理者等

ア 降雨予測等から通行規則範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 道路管理者等は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警察（県警察本部）

ア 災害により、住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路、橋梁等の道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

イ 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損及び決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。

ウ 必要がある場合は、他県から被災地に通ずる主要幹線道路について、広域交通規制を

隣接県に要請するものとする。

- エ 警察署において、交通規制等の措置を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。
- オ 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置し、また設置不可能な場合及び設置の暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないように配慮するものとする。
- カ 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。
- キ 災害発生時の交通規制を円滑に行うため、平素から警備業者等と連携を図り、交通誘導等応急業務について、協議、訓練を行うものとする。

3. 交通規制の実施

(1) 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者等又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

ア 道路標識を設ける位置

(ア) 通行止め

歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

(イ) 通行制限

通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端

(ウ) 迂回路

迂回路のある交差点の手前の左側の路端

イ 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

ウ 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

4. 相互の連絡・協力

道路管理者等及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法第76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりとする。

(1) 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図るものとする。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

(3) 放置車両等の撤去

警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場に行かないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとるものとする。

(5) 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場に行かないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。

(6) 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を県資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

6. 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

国土交通大臣は、道路管理者である県、町に対し、知事は道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。

第21節 輸送

【総務課】

町の行う被害者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。なお、町のみでは輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期されないときは、他の関係機関の応援を得て実施する。緊急輸送に際しては、「本編 本章 第33節その他災害応急対策に必要な事項」に掲げる表示を車両の前面左側窓に貼付する。

(1) 輸送力の確保

ア 輸送の方法

(ア) 輸送の方針

災害時における輸送は災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等充分調査し、もっとも迅速、確実に輸送できるものをもって行う。

(イ) 優先輸送

災害時において優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員並びに罹災者等とする。また、物資の輸送については、緊急物資、食料及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品並びに災害用復旧資材を優先輸送する。

イ 車両等の確保

(ア) 町有車両の確保

車両等の把握、配車については、総務課が担当する。各課は車両を必要とするときは、総務課に配車の要請を行う。

(イ) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。

(2) 各輸送関係機関の措置

町内のトラック・バス輸送業者・農業協同組合は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。また、物資等の緊急輸送については熊本県トラック協会に要請を行う。

(3) 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借り上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし自家用車両等の借り上げについては、謝金として輸送業者に払う料金の範囲内で、所有者と協議して定めるものとする。

(4) 災害救助法による輸送の基準

ア 輸送及び移送の範囲

(ア) 罹災者を避難させるための移送

(イ) 医療及び助産のための移送

(ウ) 罹災者救出のための移送

(エ) 飲料水及び救助用物資の輸送

(オ) 死体捜索及び死体処理のための輸送

イ 輸送の期間

各救助の実施期間中

第22節 緊急通行車両確認

【総務課】

町、県及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、町、県及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

1. 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

- (1) 第一段階（地震発生直後の初動期）
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 交通規制に必要な人員、物資
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
 - カ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資
- (2) 第二段階（応急対策活動期）
 - ア 前記(1)の継続
 - イ 食料、水等生命維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (3) 第三段階（復旧活動期）
 - ア 前記(2)の継続
 - イ 災害復旧に必要な人員、物資
 - ウ 生活必需品

第23節 民間団体活用

【総務課】

災害における民間団体の活用については、本節の定めるところによる。

1. 実施機関

- (1) 民間団体の活用は、町長が民間団体の協力を求めて実施するものとし、町で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、応援協力を求めて応急処置に当たるものとする。
- (2) 大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、あるいは町において処理できない場合は、知事又は県教育委員会がこれを行うものとする。

2. 活用方法

(1) 活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、概ね次のとおりとする。

フェイズ	発災からの経過時間	活動内容
フェイズ0	災害発生直後 (被災者周辺住民による活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急処置 ・ 救出 ・ 搬送
フェイズ1	緊急対応期 (県等からの要請後・団体の協力による活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア本部の設置 ・ 炊き出し ・ 応急復旧 ・ 連絡手段の確保 (アマチュア無線) ・ 安否調査 ・ その他
フェイズ2	応急対応期 (ボランティアによる機能的活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所支援活動 ・ 心のケア ・ 協力支援体制の確立 ・ その他
フェイズ3	復興期 (地域ボランティア組織の支援活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の撤退準備 ・ 活動記録 ・ 報告書の提出 (県・町) ・ その他

(2) 活動範囲

活動範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として町内全域とする。

(3) 活動期間

町等からの要請により活動開始した時期 (フェイズ0若しくは1) から～フェイズ3の撤収までとする。

(4) その他

町の要請により活動する場合においては応援に要した費用は町が負担するものとする。

第24節 労務供給

【総務課】

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施の促進は、次に定めるところによる。

1. 労務者の確保

(1) 供給の要請

地方災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。

ア 町長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、宇城地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって、要請をすること。

イ 前各号の労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- (ア) 求人者名
- (イ) 職種別、所要労務者数
- (ウ) 作業場所及び作業内容
- (エ) 労働条件
- (オ) 宿泊施設の状況
- (カ) その他必要事項

2. 労務者の雇上げ

(1) 実施機関

災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ等については、町長が実施する。

(2) 労務者の雇上げ方法

特定作業に労力が必要なときは、各部の要請（資料編 労務者雇い上げ依頼票）により総務課が、宇城公共職業安定所長に依頼し雇用するものとする。

(3) 労務者の作業内容

応急対策に使用しうる労務作業の範囲は次のとおりとする。

ア 被災者の救出のための機械器具の操作

イ 医療助産の移送

医師等が到着しなければ、医療措置を講じられない重症患者又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他の方法がない場合。

ウ 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用薬品の配布等

エ 救援物資の整理、輸送及び配分

オ 死体の搜索処理

(4) 賃金の基準

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して、災害対策本部長が定める。

(5) 賃金の支給方法

賃金の支給は、各課において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

第25節 保健衛生

【健康保険課、住民生活課、上下水道課】

被災地、特に避難所等においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療福祉調整本部のもと、「本編 本章 第14節 医療救護・助産」と連動し、一体的に実施する。

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

(1) 実施責任

町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

町長及び知事は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

ア 防疫の実施組織等

(ア) 防疫班の編成

町長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

(イ) 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

町長は、災害時又は、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

イ 実施方法等

(ア) 検病調査及び健康調査

被災地区の嘱託員（補）を通じ各個を調査して行う。

(イ) 消毒

町長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結

核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

(ウ) ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

(3) 消毒の方法

被災地又は避難所の状況に応じて機械をもって防疫活動を実施する。

ア 床上浸水家屋

減水後直ちに床、壁はクレゾール石けん液でよく浄し、器物は消毒し、床下消毒等の措置は床下乾燥後実施し、便所の消毒等について衛生上の指導を行う。(一戸当たり石灰2kg、クレゾール石けん液50g)

イ 床下浸水家屋

減水後、汚物を除去し、清掃、通風を指示し、清掃完了した町内会等より逐次石灰を配布し散布を行う。(一戸当たり石灰1kg、クレゾール石けん液25g)

ウ 下水又は避難所の状況に応じて、そ族昆虫等の駆除を地域及び期間を含めて実施する。

(4) 避難所の防疫措置

ア 避難所の清潔方法、消毒方法の実施

イ 避難者に対する検病調査の実施

ウ 給食従事者に対する健康診断の実施

エ 配膳時の衛生保持、残・廃物等の衛生的処理の指導

オ 飲料水等の水質検査の実施指導

カ 避難所内における衛生に関する自治組織編成の指導

(5) 患者の収容

ア 伝染病患者又は保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒

イ 伝染病院又は隔離病舎に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

(6) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

町及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

2. 健康管理

(1) エコノミークラス症候群の予防活動

ア 町は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等的確な対応を行うものとする。

イ 町及び県は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(2) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア 町は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ 町は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

3. 生活衛生の確保

町は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

第26節 災害ボランティア連携

【総務課、福祉課】

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、町は県及び地域の関係機関と相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。

1. 災害ボランティア間の連携

町は、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

2. 災害ボランティアセンターに係る体制整備

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町社会福祉協議会は単独又は複数の市町村社協の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

(1) 災害ボランティアセンター

ア 目的

災害ボランティアセンターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

町及び町社協等は、災害状況に応じて災害ボランティアセンターを、町又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

町及び町社協等は関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておく。なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協との協力体制を構築しておく。

ウ 役割と機能

(ア) 市町村や県センターとの連絡調整

- ・被災状況や避難所開設状況、ライフライン、公共交通機関の復旧状況等の行政情報の収集と情報提供
- ・ボランティア及び資材や機材の募集等の要請

(イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの協力要請

(ウ) 活動用資材や機材の調達（県センター、市町村と連携）

(エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握

- ・相談窓口、相談受付用専用電話の設置
- ・避難場所や被災地の巡回
特に高齢者や障がい者など、情報の伝達やニーズ把握が困難な人に対しては、訪問などにより積極的に働きかける。また、避難者の情報について町と共有を図る。
- ・民生委員児童委員や区長など地区の事情に精通した人からの情報収集
- ・ボランティアの受入状況、活動状況についての情報公開

(オ) ボランティアの受入れ

- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア保険未加入者の加入手続き

(カ) ボランティア希望者の配置等

- ・被災者からの依頼とボランティアの希望する活動とのマッチング
- ・オリエンテーション、ミーティングの実施
- ・災害ボランティアが被災地で支援活動を行うに当たっての基本的なルールの周知徹底

(キ) ボランティアによる支援活動

- ・救援物資の仕分け、配布
- ・現地での支援活動
- ・避難所の運営支援
- ・在宅被災者への生活支援

(ク) ボランティアの健康管理

(ケ) その他

エ 組織及び運営体制

(ア) 組織

代表、事務局長を置き、必要に応じて班を編成するなど効率的・効果的な組織体制を整備する。町及び町社会福祉協議会は、地域ボランティア関係団体等とあらかじめ協議して、その職務を定めておく。

(イ) 運営体制

災害ボランティアセンターは、被災者の自立や被災地の一日も早い復旧を支援するための災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう設置されるものであり、被災者の様々なニーズに対してきめ細かな支援が行えるよう、地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

オ 閉所の時期について

災害ボランティアセンターの閉所に当たっては、被災地の住民組織、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社

会福祉協議会等にその活動を引き継いでいく。

(2) 専門ボランティアとの協力

災害発生時には、様々な被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。

専門ボランティアの支援が必要な場合、各担当部署が把握している団体に対しては、各担当部署が直接、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。今後は、さらに多くの団体等に協力を求めていくとともに、それら専門ボランティア相互のネットワーク化に努めていく。

(3) 町の対応

ア 連絡調整窓口の設置

町は、災害ボランティアセンターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。

イ 活動場所の提供

町は、必要に応じて災害ボランティアセンターの設置施設を確保するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供も考慮しておく。

ウ 行政情報の適切な提供

町は、被災状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政が把握している情報を、適時適切に災害ボランティアセンターに提供する。

3. ボランティアの受入体制の整備

町社会福祉協議会は、平時から他市町村社会福祉協議会やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、町や県、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における災害ボランティアセンターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

4. 町と町内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、町は、被災地センター及び町で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

5. その他

具体的な運用等については、各関係機関において要綱等を定めるものとする。

第27節 災害廃棄物処理

【総務課、住民生活課、上下水道課、農業政策課】

1. 計画の方針

災害で発生する災害廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町は被災状況を想定し定めた、美里町災害廃棄物処理計画（平成31年3月）に基づき処理を行うものとする。

また、町及び県は、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2. 被害状況調査、把握体制

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、災害廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する体制を整備する。

3. 災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

- (1) 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等についても努めるものとする。
また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害のおそれがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。
- (2) 町は、平時から災害廃棄物処理を委託する可能性のある廃棄物処理施設について、ヒアリング等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。
また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破碎等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。

4. 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 町は、国(環境省)が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Ne

t) や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。

5. 災害廃棄物の処理

- (1) 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場・最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
- (2) 町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- (5) 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとし、町による直接の運営が困難な場合は、仮置場の運営管理や災害廃棄物の搬出・処分について業務委託を行うものとする。
- (6) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。
- (7) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (8) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (9) 町は、必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破砕等）の設置を行うものとする。
- (10) 町は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

6. 堆積土砂処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講ずるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。

7. し尿の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講ずる。

8. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 町は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (3) 町は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、災害廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。

9. へい獣の処理

へい獣は、原則としてへい獣処理場において処理する。ただし、へい獣処理場において処理することが困難な場合は、知事の許可を受けて処理する。

10. その他一般廃棄物の処理

ごみ等の収集は、直営及び委託業者により行う。収集したごみは、処理施設において処理する。また、汚泥等の不燃物は、完全に消毒のうえ地下に埋設するなどの方法により、環境衛生

上支障のない方法で処分を行う。なお、道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

第28節 文教対策

【学校教育課、社会教育課】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1. 実施機関

(1) 町

- ア 町立学校施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- イ 町立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は町教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、又は町が災害応急対策を実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は、必要関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 児童生徒の安全措置

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、学校長は、事故を未然に防止するため、休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会は、あらかじめ基準を示し、学校長と協議する。
- イ 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難場所をあらかじめ設定しておくものとする。避難場所の名称、所在地等については、常に児童・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制を考慮しておくものとする。

(3) 災害に伴う学用品の支給

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は破損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある児童・生徒に対して、町は、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

(4) 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、実施機関は、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

- ア 校施設が被災した場合は、まず応急復旧をすみやかにを行い、教育が実施できるよう町教育委員会に協力するものとする。
- イ 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。
- ウ 災害の状況によっては、近接市町村の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(5) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

- ア 教育実施者の確保等

県教育委員会は、町教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、必要に応じ、他都道府県に対して、教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、国や他都道府県へ応援を求めるものとする。

イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法

教材、学用品等の被害を受けた場合は、町教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。(災害救助法が適用された場合は、町教育委員会が町長を経由して報告)

2. 学校給食等の措置

公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、設置者である町長から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。

(1) 物資等対策

ア 町は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会はこの報告に基づき、町に対し、被害物資の処分方法及び供給方法等について指示するものとする。

3. 災害救助法に基づく学用品の支給

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第29節 障害物除去

【総務課、建設課、住民生活課、福祉課】

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、がけ（山）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について必要な措置を定める。

1. 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は町長が行うものとし、町限りで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対象及び除去の方法

- (1) 障害物除去の対象
災害時における障害物の除去対象は、概ね次のとおりである。
 - ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
 - イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
 - ウ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
 - エ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合
- (2) 障害物除去の方法
 - ア 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は建設業者等の協力を得て、すみやかに行うものとする。
 - イ 前記①により実施困難な場合は、「本編 本章 第4節自衛隊派遣要請」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
 - ウ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

3. 災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

4. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、概ね、次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長、警察署長において、次のような場所に保管する。なお町長、警察署長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害とならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

なお、原則として、地区ごとに定めた、学校の運動場等公用地を利用する。

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

5. 障害物の処分方法

町長、警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めるときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第30節 公共施設応急工事

【健康保険課、上下水道課、農業政策課、学校教育課、社会教育課、福祉課、建設課】

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定を図るものとする。

1. 公共土木施設

災害発生時においては、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた必要な箇所の改良工事を行うことが必要である。また、河川施設、砂防施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。

災害によって河川、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

公共土木施設等		実施期間
河川	一級河川の直轄管理区間	国土交通省
	一級河川のうち指定区間及び二級河川	県
	準用河川及びその他の普通河川	町
道路	一般国道指定区間	国土交通省
	その他の一般国道及び県道	県
	町道	町
水道		町
集落排水施設		町

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみ的人员、資機材で不足する場合は、人員については、「本編 本章 第23節民間団体活用及び第24節労務供給」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

(3) 応急工事の実施

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

ア 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

イ その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、町道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に実施しなければならない仮道工事等が必要な場合

ウ 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

エ 集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行うものとする。

2. 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施しなければならない場合は、次により行うものとする。

(1) 実施機関

ア 農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において実施が困難な場合は、町長が行うものとする。

イ 前記アにおいて実施不可能な場合は、県（本庁）又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資器材の調達については、前記1の(3)により確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

3. 社会福祉施設

被災した施設の復旧が速やかに完了するよう、各施設が行う実地調査の早期着手に向けた支援を実施するものとする。

また、社会福祉施設等が被災し、応急工事を実施しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。

(1) 実施責任

生活保護施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい者支援施設及び国民健康保健施設等の応急工事は、当該施設の管理者、又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記1の(3)に準じて確保する。

4. 医療衛生施設

被災した施設の復旧が速やかに完了するよう、各施設が行う実地調査の早期着手に向けた支援を実施するものとする。

また、医療衛生施設等が被災し、応急工事を実施しなければ診療が不可能なとき、又は、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。

(1) 実施責任

医療施設の設置者又は管理者

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記3の(2)に準じて確保する。

5. 学校施設

(1) 公立学校における対策

町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急処理

被害箇所及び危険箇所は、早急に処理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用するものとする。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

オ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

6. その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。その際、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、迅速な復旧を行うものとする。

第31節 農林水産応急対策

【農業政策課、森づくり推進課】

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施するものとする。

1. 農業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、町、県出先機関、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生のおそれがある場合についても被害の未然防止対策について指導するものとする。

2. 林業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。

また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実にを行うため、町、県出先機関、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たるものとする。

さらに、現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進するものとする。

第32節 建築物・宅地等応急対策

【総務課、建設課、住民生活課】

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、石綿対策体制や、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1. 被災建築物への対応

- (1) 町は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び関係マニュアルに基づき、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿や、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。
 - ア 使い捨ての防じんマスク（DS2規格又は同等の規格）を備蓄し、防じんマスクが不足する場合は、配布するものとする。
 - イ 解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。
- (2) 町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

2. 被災宅地への対応

- (1) 町及び県は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。
- (2) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第33節 その他災害応急対策に必要な事項

【総務課】

1. 応急公用負担

(1) 公用負担を行使できる者

- ア 町長
- イ 警察官
- ウ 指定地方行政機関の長

(2) 人的公用負担

応急措置を実施するのに緊急を要する場合、当該地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、公用令書（資料集 様式8の1）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

(3) 物的公共負担

応急措置を実施するために緊急を要する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石竹木、その他の物件を公用令書（資料集 様式8の2）をもって使用し、若しくは収容することができる。

(4) 公的負担の変更及び取消

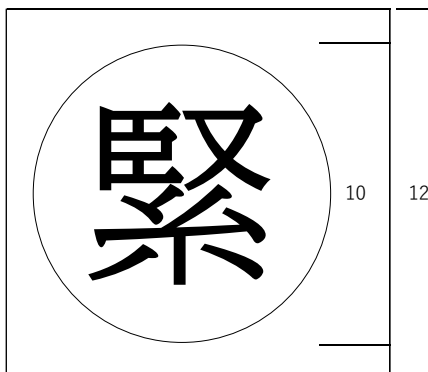
公的令書を交付した後、当該公用令書（資料集 様式9号）又は公用取消令書（資料集 様式10号）を交付しなければならない。

2. 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に腕章（別紙様式11号）を着用する。

3. 災害応急対策に使用する車両の表示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に次の標示をする。



1. 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
2. 図の長さの単位はcm。
3. 運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に貼付する。
4. 標識の右下隅に交付番号を記入する。

第4章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、町内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

町、県、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

また町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧

【上下水道課、農業政策課、建設課】

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

また、町は、国道、県道等と交通上密接である町道の災害復旧等に関する工事について、権限代行制度により、国、県へ実施の要請を行うことができる。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

施設	条件
道路	道路道路法第2条第1項に規定する道路
水道	町又は一部事務組合が経営する水道事業等で、水道法第3条第8項に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が50人以上100人以下である水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、若しくは排水施設
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産業施設災害復旧

【農業政策課、森づくり推進課】

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業（県営農地等災害復旧事業等）の要請を行うとともに、団体営農地等災害復旧事業の活用に向けた支援等を行うものとする。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、「本編 本章 第2節公共土木施設災害復旧計画」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3か年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農地及び農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林道

(4) 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

ア 倉庫

イ 加工施設

ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧

1. 住宅災害復旧計画

【総務課、建設課】

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、町及び県において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害（本激）	
	要件	措置	要件	措置
整備	〈災害公営住宅整備事業〉 （公営住宅法第8条第1項第1号、第2号） 1. 滅失戸数 ①被災地全域で500戸以上 ②1市町村の区域内で200戸以上 ③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	（公営住宅法第8第1項） 滅失戸数の3割を限度として〈災害公営住宅〉の建設等に対する2/3補助標準工事費は一般に準ずる（同法第8条第2項）〈災害公営住宅〉借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5	〈罹災者公営住宅整備事業〉 （激甚法第22条） 1. 滅失戸数（災害指定） ①被災全域で4,000戸以上 ②被災全域で2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 （激甚指定基準8） 2. 滅失戸数（地域指定） 1. の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上（激甚法施行令第41条）	滅失戸数の5割を限度として〈罹災者公営住宅〉の建設等に対する3/4補助 〈罹災者公営住宅〉の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 ＊激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。

一般災害		激甚災害（本激）													
要件	措置	要件	措置												
〈既設公営住宅復旧事業〉 （公営住宅法第8条第3項） 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額290万円以上 （事業主体が市町村場合は190万円以上） 財務省協議による運用基準	（公営住宅法第8条第3項） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">補助率 1/2</td> </tr> </table>		公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修		補助率 1/2		〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 （1）都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 （2）市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 （激甚災害指定基準Ⅰ）	補助率のかさ上げ （激甚法第3条） ＊局激の場合は、別途基準あり
	公営住宅又は共同施設														
被害	滅失	損傷													
復旧	再建	補修													
	補助率 1/2														

（3）住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、町において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

2. 公立学校施設災害復旧計画

【学校教育課】

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

（1）実施機関

公立学校施設の復旧は、町立学校にあっては町長が行うものとする。

（2）復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、「本編 本章 第2節公共土木施設災害復旧」の復旧方針に準ずる。

（3）対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3. 文化財災害復旧計画

【社会教育課】

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、町、国、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第5節 被災者自立支援対策

【総務課、税務課、美しい里創生課、福祉課、建設課、こども応援課】

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講ずるものとする。

1. 被災者に対する生活支援等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。また、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、地域支え合いセンターによる支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施するものとする。

さらに、町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

2. 被災者に対する生活相談

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

町及び県は、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力するものとする。

3. 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

[他の建物調査との違い]

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	町（県等が支援）	町、県	町
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）

被災建築物応急危険度判定		被災宅地危険度判定	住家被害認定
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し 二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

応援職員の派遣が必要な場合、町は、派遣職員の人材育成を通じて自らの災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員の派遣に努めること。

4. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組等

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署と応急危険度判定担当部署とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの導入、活用について検討するものとする。

6. 被災者の自立支援に資する情報の提供

町は県と連携し、各種制度における減免措置などの被災者の自立支援に資する情報等、ホームページや広報紙などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

第6節 復興計画

【美しい里創生課】

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、地区構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第7節 災害義援金受け入れ配分計画

【総務課、美しい里創生課、福祉課、会計課】

1. 義援金の受け入れ

出納対策部は、義援金の受付窓口を設置し、受付記録簿を作成して保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2. 義援金の保管

出納対策部は、義援金を被災者に配分するまで、金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し管理・保管する。

3. 義援金の配分

福祉対策部は、義援金の配分に関して配分委員会を設けて配分方法を決定し、被災者に対し次の方法により配分する。

(1) 町における配分

県単位機関から配分を受け、又は町で受けた義援金品は配分委員会の意見を聞き、実情に即した配分を行うものとする。なお、各世帯配分にあつては、「衣料品等生活必需品物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので、実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えないものとする。

(2) 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継の都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額の時は、世帯別配分を不可能にし、かつ輸送あるいは労力等経費の浪費となるもので、一定量に達したときに行う等、配分の時期には充分考慮して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については、速やかに処理するよう常に配慮して扱うものとする。

(3) 義援金品の管理

義援金品及び義援物資の管理は、確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿等を備え付け、出納状況を記録し、経理するものとする。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

第2編 地震対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格

この計画は、町防災会議が作成する地域防災計画の「地震対策編」として、本町における地震災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

本対策編は、地震災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本対策編に記載のない事項については、他の対策編により対応する。

第2節 被害状況

1. 被害の状況（平成28年熊本地震）

平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震は、観測史上初めて、同一地域において震度7の地震がわずか28時間の間に2度発生し、熊本県内に大きな被害をもたらした。

【前震】

発生時刻	平成28年4月14日 21時26分
震源地	北緯32.7度 東経130.8度 深さ11 km
規模（マグニチュード）	M6.5
最大震度	震度7
美里町の震度（美里町馬場、美里町永富）	震度5強

【本震】

発生時刻	平成28年4月16日 1時25分
震源地	北緯32.7度 東経130.8度 深さ12km
規模（マグニチュード）	M7.3
最大震度	震度7
美里町の震度（美里町馬場、美里町永富）	震度6弱

本町においては、人的被害として、重傷者5名、軽傷者1名であった。また、建物被害として、全壊家屋は19棟、半壊家屋は264棟、一部損壊家屋は633棟等、被害はあわせて916棟に及んだ。

	人的被害（人）			住居被害（棟）		
	死亡	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊
美里町	0	5	1	19	264	633

出典：内閣府「災害復興対策事例集 2016年（平成28年）熊本地震」に基づき作成

第3節 被害想定

1. 地震の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは2に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、本県に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震に関する被害の検討に努めるものとする。

2. 地震被害想定調査の前提条件

本調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

(2) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

(3) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けるため、以下の条件を設定した。

発生の季節	冬季	
発生時刻	夜（午前5時）	多くの方が自宅で就寝中に被災。 家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。
	夕方(午後6時)	火気使用が最も高い時間帯。
風速設定	火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。 (※) 風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21年～23年）を採用	

(4) 対象地震

本町への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に県の調査及び地震調査研究推進本部の長期評価と基づき想定した。

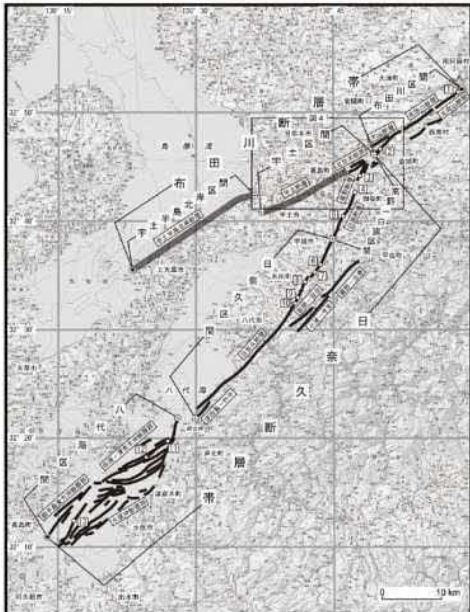
	検討対象断層帯等	地震規模	30年以内発生確率
①	布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型【CASE1】	M7.9	3%
②	緑川断層帯	M7.4	0.1%未満

布田川断層帯は、阿蘇外輪山の西側斜面から宇土半島の先端に至る活断層帯である。

また、日奈久断層帯はその北端において布田川断層帯と接し、八代海南部に至る活断層帯である。

布田川断層帯は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村から上益城郡益城町木山付近を経て、宇土半島の先端に至る断層帯であり、概ね東北東－西南西方向に延び、全体の長さは約64km以上の可能性があると言われている。布田川断層帯は、断層線の分布等から、阿蘇村から木山付近に位置する長さ約29kmと推定される布田川区間、木山付近から宇土市中心部に位置する長さ約20kmと推定される宇土区間、及び宇土市住吉町から宇土半島北岸に沿って宇土半島先端に至る長さ約27km以上と推定される宇土半島北岸区間から構成されている。このうち、宇土区間の一部と宇土半島北岸区間は、重力異常の急変帯の分布などから、布田川区間及び宇土区間東部の西方延長部において地下に伏在する活断層として、新たに推定されたものである。

布田川区間は、南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部では複数の断層が並走して小規模な地溝帯を形成している。宇土区間及び宇土半島北岸区間は、南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う可能性がある。



日奈久断層帯は、上益城郡益城町木山付近から葦北郡芦北町を経て、八代海南部に至る断層帯である。本断層帯は、概ね北東－南西方向に延び、全体の長さは約81kmと推定される。日奈久断層帯は過去の活動時期から、益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで延びる長さ約16kmの高野－白旗区間、宇城市豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ約40kmの日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約30kmと推定される八代海区間に区分される。日奈久断層帯は、断層南東側の相対的に隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部では断層が並走して小規模な地溝帯を形成している。



緑川断層帯は、熊本県上益城郡山都町滝上付近から熊本県下益城郡美里町弘川付近にかけて分布する断層帯で、全体の長さは約34kmと推定される。本断層帯は、東北東－西南西方向に延びる右横ずれを伴う南側隆起の正断層である。

緑川断層帯の断層面は地表付近では70-90°程度北に傾斜している可能性がある。重力異常の分布に基づくと、地下においても断層面は高角である可能性がある。地下の断層面の長さは地表で認められる長さと同じく約34kmであると推定されている。

3. 被害想定結果

布田川日奈久断層帯においては、県が平成23年度から2か年をかけて実施された「地震・津波被害想定調査」をもとに国の「長期評価」で破壊開始点のケース1での地震動解析を参考に下記のとおりとした。

(1) 中部・西南部連動型で最大規模を想定 ・地震の規模 M7.9 ・最大想定震度7

ア 地震による被害

	全壊	半壊
液状化	258(8)	766(26)
揺れ	82(13)	118(17)
急傾斜地崩壊	7(1)	14(2)
火災	3	

イ 人的被害

	死者数			負傷者			重傷者		
	木造	非木造	合計	全体	非木造	合計	全体	非木造	合計
午前5時	16	0	16	181	27	208	39	3	42
午後6時	12	0	12	124	17	141	25	2	27

ウ 高齢者・災害時要支援者の人的被害

	人的被害	被害率
午前5時	9名/1,876名	被害率 0.48%
午後6時	6名/1,279名	被害率 0.47%

エ 避難者数(想定シーン共通)

被災原因	人数
建物被害に伴う避難者数	903名
断水に伴う避難者数	1,183名

緑川断層帯については平成25年2月1日に地震調査研究推進本部が「長期評価」に追加したものであり、今後の改定に併せて計画の見直しを行う。

以下は、地震調査研究推進本部の「長期評価」の主なものを抜粋した。

<過去の活動>

緑川断層帯全体が活動した場合、1回の活動におけるずれの量は3m程度の可能性がある。緑川断層帯の上下方向の平均的なずれの速度は0.05-0.1m/千年程度、平均活動間隔は3万4千-6万8千年程度である可能性があります。緑川断層帯では、歴史時代に発生した確かな被害地震は知られていない。緑川断層帯の最新活動時期は不明である。

<活動時の地震規模>

断層の長さに基づくと、この断層帯の全体が1つの区間として活動した場合、マグニチュード(M)7.4程度の地震が発生する可能性がある。

<地震後経過率>

緑川断層帯では、最新活動時期、平均活動間隔が不明であり、地震後経過率を求めることはできない。

第2章 災害予防

第1節 建築物等災害予防

【総務課、建設課】

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

1. 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

(1) 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

(2) 落下物による危険防止

町は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

(4) 家具等の転倒防止対策

町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

2. 宅地の災害予防対策

町は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、町及び県は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。

第2節 地震観測施設等整備

【総務課】

本節は、気象庁（熊本地方気象台）、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。

1. 気象庁の観測施設

気象庁（熊本地方気象台）が設置している観測施設は、県内に12箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測施設の観測結果をもとに、気象庁が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。

なお、本町が属する宇城八代地域の観測施設は、資料編のとおり。

2. 防災科学技術研究所の観測施設

県内には国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。

なお、本町が属する宇城八代地域の震度観測施設は、資料編のとおり。

3. 県の観測施設

県は、県内73箇所に震度計を設置し、気象庁（熊本地方気象台）及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。

なお、本町が属する宇城八代地域の震度計は、資料編のとおり。

第3節 防災業務施設整備

【総務課】

本節は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

1. 防災拠点施設整備

町庁舎（出先機関含む）等は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持されるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図るとともに、既存施設で土砂災害等による危険性の高い地域に立地する公共施設、防災施設について、危険な区域から安全な区域へ移転するなど対策の推進に努める。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、井戸等による水の確保、非常用電源設備（自立分散型電源設備）の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、町は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ本計画等に定めるよう努めるものとする。

(1) 庁舎施設整備計画

町庁舎（出先機関も含む）は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

(2) 避難所施設整備計画

各指定避難所は、災害時に重要な避難者の生命等を守る施設となるため、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、非構造部材を含めた耐震性及び耐火性の確保に努める。

なお、計画については美里町建築物耐震改修促進計画に沿って進めるものとする。

第4節 防災知識普及

【総務課】

1. 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。そのために地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(1) 普及の内容

- ア 地震に関する一般的知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 地震災害対策の現状
- エ 地震被害想定調査結果
- オ 平時の心得（日頃の準備）
 - (ア) 住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
 - (イ) 屋内の整理点検（家具転倒防止等）
 - (ウ) 火災の防止
 - (エ) 応急救護
 - (オ) 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
 - (カ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
 - (キ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
 - (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
 - (ケ) 緊急連絡先の確認
 - (コ) 家族間等による安否の確認方法
 - (サ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マイナンバーカード・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
 - (シ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (ス) 避難所生活のマナーとルール
 - (セ) ペットを受入れ可能な避難所
 - (ソ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- カ 地震発生時の心得
 - (ア) 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
 - (イ) 場所別、状況別の心得
 - (ウ) 出火防止及び初期消火
 - (エ) 避難の心得
 - (オ) 自動車運転者のとるべき措置

キ 建築物に関する各調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

第5節 火災予防

【総務課】

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、町及び消防本部は、火災予防の徹底に努める。

1. 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の災害弱者が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

(3) 消防用機械・資機材の整備促進

町は、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(5) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2. 火災拡大要因の除去

(1) 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6m以上の消防活動に支障の無い道路の整備計画を検討するものとする。

(2) 建築物の不燃化の促進

町は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進めるものとする。

また、各種説明会やパンフレットにより、密集住宅地における住宅の不燃化について普及啓発を図るものとする。

3. 消防力の強化

(1) 広域応援体制の整備

町、消防本部は、隣接市町村、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応

援体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、町、県、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。

さらに、町、県、消防本部は、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第6節 危険物等災害予防

【総務課】

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。

地震に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講ずる必要がある。

1. 危険物に係る予防対策

町及び消防本部は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防本部にあっては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- ア 施設の耐震化の推進
- イ 地震に関する防災教育、防災訓練の実施
- ウ 自主防災体制の確立
- エ 防災資機材の整備

第7節 給水確保

【総務課、上下水道課】

1. 水道施設の耐震化

- (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (2) 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

2. 災害時応急体制の整備

- (1) 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。
- (2) 水道事業者等は、町の防災担当部署と協力し、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。
- (3) 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (4) 水道事業者等は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平時から関係機関との協議、調整を行うものとする。
- (5) 町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

3. 災害復旧訓練

水道事業者等は、大規模地震等を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

4. 重要施設に関する情報共有

水道事業者等は、町や県と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

5. 住民による飲料水の確保

水道事業者等は、町の防災担当部署と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

6. 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第8節 避難収容

【総務課】

1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

ア 広域避難場所（公園、緑地等）の整備計画

町は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

イ 地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定することとし、指定の際は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。なお、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については案内標識誘導の看板等を設置し、平時から防災

訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

町は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ 地震発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の選定に併せて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

2. 避難誘導の事前措置

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

町は、大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

イ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

ウ 避難情報の伝達方法

エ 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述のア～エの内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、防災マップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

住民等は、ア～エの内容、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、大規模地震の発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

第9節 公共施設等災害予防計画

【学校教育課、建設課、福祉課】

1. 道路・橋梁

道路及び橋梁は、地震時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁を重点に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2. 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図る。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。

3. 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 校舎等の耐震性の確保
新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施する。
- (2) 設備、備品等の安全管理
テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路等が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第10節 医療保健

【総務課、健康保険課】

大規模な地震災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被害地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため平時から医療保健体制の充実を図るものとする。

1. 医療施設の安全性の確保

医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。
- (2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2. 災害時における医療救護体制の整備

- (1) 体制整備の基本的な考え方
 - ア 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。
 - イ 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

3. 防疫体制の整備

- (1) 講習会、研修会等の実施

防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。
- (2) 防疫班等の整備
 - ア 災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
 - イ 災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 防災組織

1. 災害対策本部等の設置基準

本町の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

(1) 災害対策本部

- ア 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲から、町長が本部を設置し応急対策をとる必要があると判断した場合
- ウ 地震以外の複合的な要因も含め、災害が発生する可能性があり、町長が本部を設置し応急対策をとる必要がある判断した場合

(2) 現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

2. 熊本県現地災害対策本部との連携

町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置

【全職員】

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1. 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

(2) 連絡系統

町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。又、関係課長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

2. 職員の配置基準

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

職員の配置	配置時期	配置内容	配置人員
第1 配置体制	○震度4の 地震が発生した場合	・地震情報の伝達及び被害情報の収集 ・関係各課との情報共有	総務課（2名）
第2 配置体制	○震度5弱、5強の 地震が発生した場合	・地震情報の伝達及び被害情報の収集 ・災害応急対策の実施	砥用庁舎 1班（3名） 中央庁舎 1班（3名）
災害対策 本部の設置	○震度6弱以上の 地震が発生した場合	・町長の指示により災害対策本部を設置 ・地震情報の伝達及び被害情報の収集 ・災害応急対策の実施	全員（自主登庁）

なお、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨連絡するとともに、最寄り出先機関あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

また、総務課は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生し、通信手段が途絶した場合は、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。

第3節 応援要請

【総務課】

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

1. 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設定されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう充分調整を図るものとする。

(2) 町防災会議構成機関

町は、町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

2. 緊急消防援助隊応援要請

緊急消防援助隊の応援要請については、「第1編 第3章 第3節応援要請」によるものとする。

3. 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「第1編 第3章 第4節自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

4. 応援要請

(1) 隣接市町村への応援要請

町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援斡旋の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

5. 応援の受入れに関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

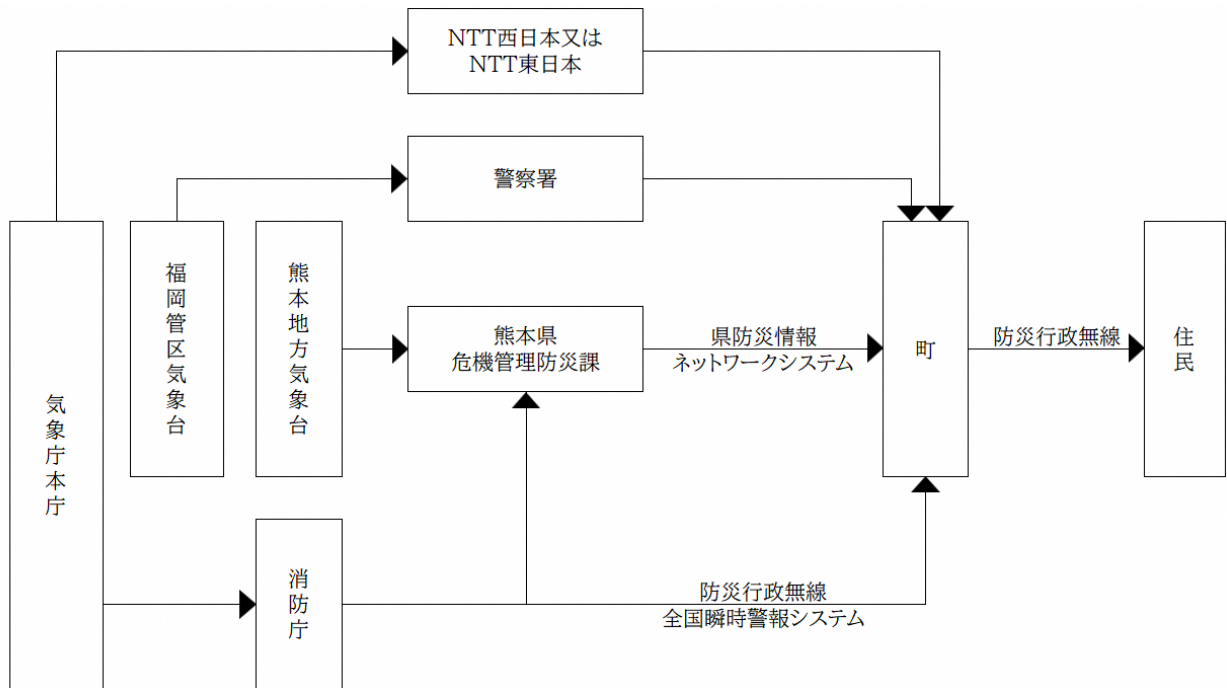
また、国のガイドライン等を参考に、受援計画を策定する。

第4節 地震情報伝達

【総務課】

町、県、熊本地方気象台及びその他の防災関係機関は、地震災害の防止を図るため、地震時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

地震情報伝達経路については、以下のとおり。



第5節 公共施設応急復旧

【建設課】

公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

1. 道路・橋梁

(1) 実施機関

次のとおり各道路管理者が行うものとする。

- ア 一般国道（指定区間）は国土交通省
- イ 一般国道（指定区間外）及び県道については県
- ウ 町道については町

(2) 人員資機材の整備を行うとともに、建設業協会を通じて、使用できる建設資機材等の確保を行うものとする。

(3) 応急工事の実施

被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、応急工事は緊急度を考慮し、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。

2. 河川

(1) 実施機関

- ア 一級河川の直轄管理区間は国土交通省
- イ 一級河川のうち指定区間及び二級河川は県
- ウ 準用河川及びその他の普通河川は町

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、実施機関相互の融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、「第1編 第3章 第23節民間団体活用計画及び第24節労務供給計画」に定めるところによって、人員、資機材の確保を図るものとする。

(3) 応急工事の実施

地震発生後、速やかに河川堤防及び河川構造物等の被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、崩壊等の有無を調査し、その対策を実施するものとする。

また、断続的に地震が発生することも予想されるため、増破や破損・損傷の拡大等についても考慮したところで、応急及び仮復旧を実施するものとする。

なお、工法については、従来の水防工法に加えて可能な限り考えられる耐震対策を施すものとする。

第6節 建築物・宅地等応急対策

【住民生活課、建設課】

大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

1. 人材育成の確保

- (1) 町は、県と連携し、講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- (2) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

2. 応急危険度判定活動

- (1) 町及び県は、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は必要に応じて、県へ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、県と連携して判定活動を実施するものとする。
- (3) 町は県と連携し、被災により損壊した建築物からの石綿飛散を防止するために、次の対応を行う。
 - ア 建築部局が実施した建築物吹付アスベスト調査における建築物リストを活用し、被災地域に在る鉄骨造・鉄筋コンクリート造の被災建築物について、県及び専門家の支援を仰ぎつつ、環境部局が石綿（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2）飛散の危険性を調査するものとする。
 - イ 被災により調査対象石綿が露出し、周辺への飛散の危険性が認められた場合は、ビニールシート被覆、立入禁止等の措置を所有者に要請するとともに、速やかに県へ報告し、連携して対応するものとする。

また、被災による解体が見込まれる鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建築物については、所有者に対して、解体工事前にアスベストに関する適切な事前調査の実施を周知するものとする。
 - ウ アの調査は、アスベスト専門家（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）と適時同行し、実施するものとする。
- (4) 町及び県は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。

第7節 水防計画

【総務課】

地震により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、「第3編 第3章 第1節水防」に基づいて対応するものとする。

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格

この計画は、町防災会議が作成する地域防災計画の「風水害対策編」として、本町における風水害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

本対策編は、風水害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本対策編に記載のない事項については、他の対策編により対応する。

第2節 被害状況

1. 被害の状況

町内における過去の主な風水害被害は、以下のとおり。

過去の主な風水害

	年 月 日	災 害	被 害
1	昭和46年7月21日～22日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
2	昭和47年7月6日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
3	昭和57年7月23日～25日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
4	昭和63年5月3日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
5	平成3年9月27日	台風19号	浸水、家屋・農林産物被害
6	平成11年9月23日～24日	台風18号	浸水、家屋・農林産物被害
7	平成19年7月6日～7日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
8	平成28年6月20日～21日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害
9	令和7年8月9日～11日	集中豪雨	浸水、家屋・農林産物被害、土砂災害

過去最大降水量（熊本県設置観測所：砥用）

雨 量	年 月	降 水 量
日降水量	令和7年8月11日	518mm
日最大1時間降水量	令和7年8月11日	143mm
月最大3時間降水量	令和7年8月11日	308mm
月最大12時間降水量	令和7年8月11日	531mm
月最大24時間降水量	令和7年8月11日	541mm

累計平均降水量（熊本県設置観測所：砥用）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
降水量 (mm)	74	99	154	175	207	637	554	296	248	119	97	77	2,737

2. 令和7年8月豪雨災害

(1) 気象状況

8月6日から11日にかけて、前線が対馬海峡から九州付近に停滞し、前線や前線上の低気圧に向かって中国大陸や太平洋高気圧周辺から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、本町では記録的な大雨となった。10日から11日にかけて、熊本地方と天草・芦北地方に線状降水帯が発生し、同じ場所で猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、災害の危険度が急激に高まった。

(2) 大雨の状況

10日から11日にかけて、猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、本町付近では、約110ミリから120ミリ以上の猛烈な雨が解析され、計3回の記録的短時間大雨情報が発表された。

この大雨での気象庁観測所（甲佐）では、日最大1時間降水量145.0mmを観測した。また、気象庁観測所（甲佐）における、11日の日降水量は334.0mm、10日から11日にかけての月最大24時間降水量は377.5mmと、いずれも観測史上1位の記録を更新した。

(3) 被害状況

ア 人的被害

重傷者	1名
軽傷者	1名

イ 住宅被害

全壊	11棟
半壊	33棟
一部損	60棟

ウ 孤立集落

柏川、木早内、坂本、早楠、小崎、中岳、貫平、越早地区等で道路寸断による孤立が発生した。

エ その他災害件数

公共土木施設（道路 288件、河川 112件、橋梁 7件）

農林施設（農地 582件、農業用施設 176件、林道 56件）

第3節 被害想定

本計画の策定に当たって一番重要なものは、災害時の被害想定である。過去の被害実績、資料もとに想定した。

1. 風水害の被害想定

(1) 台風

本町では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に、大きな災害が発生することが多

く、河川堤防決壊や土砂災害による、家屋、農作物等への被害が想定される。一方で、台風が九州の東側を進む場合でも山間部では大雨によるがけ崩れ、土石流等の災害が発生するおそれがある。台風の接近や上陸は、夏から初秋にかけての季節が多いが、10月に上陸することもある。

想定台風	
台風の半径	400km
最大風速	35m/秒
中心気圧	960ha
降雨量	250mm

(2) 豪雨・風水害

本町の地理的特性から、梅雨時期に大雨が発生することが多い。熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって、南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることがある。

また近年、線状降水帯の発生により、各地で記録的な大雨による被害が頻発している。線状降水帯とは、発達した積乱雲が同一地点に次々と連なって発生し、長時間停滞する現象であり、これにより記録的な大雨となり、河川の急激な増水や氾濫、土砂災害、内水氾濫等の重大な被害を引き起こすおそれがある。

梅雨前線が停滞し、本町全域に集中豪雨がある場合、次の降雨量を想定する。

想定降雨量	
1時間雨量	50mm
3時間雨量	120mm
1日降雨量	250mm
総降雨量	400mm

第2章 災害予防

第1節 災害危険地域指定

【総務課、美しい里創生課、建設課】

本節は、洪水、地すべり等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1. 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

- (1) 災害危険箇所について、もれのないように常に現状把握を行うものとする。
なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、町は、県及び関係部局と連携し、その周知を図るものとする。
- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。
- (3) 町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、町及び県は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

2. 災害危険地域の現況

- (1) 洪水による浸水が発生するおそれがある箇所は、美里町防災マップ（町ホームページ）で確認することができる。
- (2) 土砂災害警戒区域は、美里町防災マップ（町ホームページ）で確認することができる。
- (3) 町管理区域で危険と思われる箇所、特に警戒区域については、本計画において、その区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めておくものとする。

3. 危険区域の巡視等

- (1) 水防関係
異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川及び堤防等の巡視を行うもの

とし、また監視のための水防団員（消防団員）を配置するものとする。

4. 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組

町及び県は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

町及び県は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に係る対策が完了するまでの間に、本計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県の助言及び支援を受けながら、必要な見直しを行うものとする。

第3章 災害応急対応

第1節 水防

【総務課】

水防法第7条に基づき洪水による水害を警戒防衛し、これによる被害を軽減するため、町全域わたる河川、溜池等に対する水防上の必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材施設の整備運用等を定める計画である。

1. 水防組織

水防活動を行うため、町水防本部を設置する。ただし、美里町災害対策条例により町災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に吸収される。

(1) 水防本部の組織及び事務分掌

本部長 町長	総務班 総務課	1. 諸状況の判断及び各種指令運営に関する事。 2. 各種対策の企画立案に関する事。 3. 水防団(消防団)の出動に関する事。 4. 水防に関するその他庶務。
本部長 副町長 教育長 消防団長		情報班 美しい里創生課
	現地対策班 建設課 農業政策課 森づくり推進課	

(2) 業務の開始

業務を開始するときは、直ちに次に定める配置体制を確立する。

- ア 注意体制
- イ 警戒体制
- ウ 非常体制

2. 水防活動

(1) 町の責任

町における水防体制と組織の確立強化及び水防能力の確保に努め、区域内における水防対策を実施する。

(2) 一般住民の責任

水防区域内に居住するものは気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想される場合は進んで水防に協力する。

(3) 業務

水防管理者である町長は、水防団を指揮して次の業務を行う。

ア 連絡

町長は、常に宇城地域振興局土木部、警察署及び隣接の他の管理団体等と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打ち合わせをし、定めた方法により連絡をとる。

イ 情報収集及び記録

町長は、区域内の各河川等の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所ごとに巡視員を派遣して、随時又は定時に巡視させ、水位の変動、堤防・護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門等の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常については、これを記録させ、水防上の危険があると認める箇所があるときは、宇城地域振興局土木部長に連絡して必要な指示を受ける。

ウ 警戒監視

監視は、原則として担任区域の消防団があたり、必要に応じて職員を派遣する。監視は、随時担任区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認めるときは、直ちにその状況について分団長を経て、町長に報告し、応急工作等必要な措置を行う。

エ 援助の要請

(ア) 町長は、水防のため必要があるときは、消防本部に対し消防職員、警察署に対して警察官の出動を求めるものとする。

(イ) 町長は、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

オ 水防活動（作業）

町長は、水防活動を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止するものとする。なお、必要があると認めるときは、宇城地域振興局土木部長に指導のための職員の派遣を要請するものとする。

カ 相互応援

町長は、緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者又は消防機関長に対して応援を求めることができるものとする。この場合、応援のため派遣された者は、所用の器具、資材を携行し応援を求めた者の所轄の下に行動するものとする。このため利害を共通する隣接の管理者と洪水防御について、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておくものとする。

キ 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止し、又は制限し、その区域内の居住者に水防応援活動の協力援助を要請する。

(4) 出動の基準

ア 町長は、次の場合は水防団に対して出動準備をさせるものとする。

(ア) 河川の水位が上昇し出動の必要が予想されるとき。

(イ) 気象状況等によって、洪水又は溢水の危険が察知されるとき。

参考：緑川 中甲橋水位
水防団待機水位：2.0m
(通報水位)
水防団出動要請：3.0m
(河川監視)

イ 町長は、次の場合は直ちに水防団をあらかじめ定めた計画に従い出動させ、警戒配置

につかせるものとする。この場合は、直ちに宇城地域振興局土木部へ報告するものとする。

(ア) 河川の水位が警戒水位氾濫注意水位に達したとき。

参考：緑川 中甲橋水位
氾濫注意水位：3.0m
(警戒水位)
避難判断水位：4.1m
氾濫警戒水位：4.6m

(5) 避難のための立ち退き

洪水又は溢水等により著しく危険が切迫していると認めるとき又は下記の水位に達したときは、町長は必要と認める区域の居住者に対し、信号あるいは広報その他の方法により、立ち退き又はその準備を指示するものとする。立ち退きの指示をする場合には、警察署長にその旨通知するものとする。このため町長はあらかじめ、警察署長と協議のうえ、立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等について必要な措置を講じておくものとする。

ア 避難判断水位に達したときは、避難行動の準備を行う目安となる水位。

イ 氾濫危険水位に達したときは、氾濫のおそれがあり、避難行動を行う目安となる水位。

(6) 決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、町長、消防団長又は消防本部長は、直ちにその旨を宇城地域振興局土木部長及び氾濫する方向の隣接の管理団体等に通報するものとする。又、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(7) 費用の負担

町は、その管轄区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によるものとする。

(8) 水防活動報告

各分団長は、水防活動後2日以内に次により水防活動の状況を水防本部長に報告するとともに、その記録を保管しておくものとする。なお、水防活動状況報告書については、資料編のとおり。

3. 水防資機材等の備蓄

(1) 町は、水防倉庫に水防資機材を備蓄しておくものとする。備蓄状況は、資料編のとおり。

(2) 水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、避難訓練とする。

4. 水防訓練

(1) 町長は、水防に関する訓練を毎年実施するものとする。

水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、避難訓練とする。

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 本編の性格

この計画は、町防災会議が作成する地域防災計画の「原子力災害対策編」として、本町における原子力災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

本対策編は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本対策編に記載のない事項については、他の対策編により対応する。

第2節 被害状況・想定

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本町内へ影響を及ぼす可能性がある。

九州内に所在する2原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本町における必要な対策について定める。

玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）

川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

第3節 本編の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等を見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本編についても、必要な追補、修正等を行っていく。

第2章 防災活動体制

第1節 対策本部等の体制

【総務課】

町は、別表1に従って、警戒体制、災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、「共通対策編及び地震災害対策編」を準用する。

なお、町、県及び関係機関の業務は、「共通対策編及び地震災害対策編」における事務又は業務に加え、原子力災害対策に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

(別表1)

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	○県から異常事態の連絡を受けた場合で、本町への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ○県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	気象に関する警報が発表された場合の警戒体制 (状況に応じて体制の強化を行う)
災害対策本部体制	○本町内で、本計画に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき	地震及び風水害等に関する災害対策本部体制

(別表2)

機関名	事務又は業務
町	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力

第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保

【総務課】

町は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第3章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

【総務課】

1. 情報収集・連絡体制の整備

県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社と平成24年7月6日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」、平成25年3月28日に「玄海原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結しており、これに定められた「非常時」、「異常時」及び「平時」の各当該事象が川内原子力発電所及び玄海原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社は県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡を実施することとしている。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

また、町、県及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2. 住民等への情報伝達体制の整備

町及び県は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、町は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

町は、県と連携し、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を行う。

さらに、町は、県と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平時から情報収集に努める。

第2節 屋内退避等に係る体制の整備

【総務課】

町及び県は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、町及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、町は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第3節 健康相談及び医療体制の整備

【健康保険課】

町及び県は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーバイメータ等を用いた避難退域時検査、拭き取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。

また、町及び県は、専門的医療が必要な場合に備えて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第4節 住民等への知識の普及、啓発

【総務課】

町は、国及び県等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に国、県及び町等が講ずる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 屋内退避及び避難等に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- (9) 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- (10) 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。
- (11) その他原子力防災に関すること。

第5節 防護資機材の確保

【総務課】

町は、県及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保に努める。

第6節 防災訓練の実施

【総務課】

町は、県及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。

第4章 災害応急対策

第1節 組織体制の確立

【総務課】

町は、次の場合に、一般災害対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

- (1) 警戒体制
 - ア 発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
 - イ 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
- (2) 災害警戒本部体制
 - ア 発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本町への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき
 - イ 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき
- (3) 災害対策本部体制
 - ア 本町内で、本編等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき

第2節 情報の連絡

【総務課】

1. 住民への情報伝達

町は、県から原子力発電所事故等の情報を得た場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。

住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- (1) 事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
- (2) 事故の状況と今後の予測
- (3) 発電事業者における対策状況
- (4) 所在県等における対策状況
- (5) 屋内退避等が必要となる区域
- (6) 町及び県の対策状況
- (7) 対象住民等がとるべき行動
- (8) その他必要な事項

町は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、屋内退避等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、屋内退避等の指示の状況等について、嘱託会、消防団、要配慮者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行う。

また、町は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

2. 相談窓口の設置

町は、県等と連携し、必要に応じて、町民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第3節 住民避難等の防護措置

【総務課】

町及び県は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、国、県及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に勘案して、必要と判断した場合は、住民へ避難等を指示する。

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。町は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

住民避難に当たって、町は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第4節 健康相談及び医療の実施

【健康保険課】

町及び県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーバイメータ等を用いた放射性物質の避難退域時検査等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等を実施する。

また、町及び県は、必要に応じて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第5章 災害復旧対策

第1節 風評被害等の影響軽減

【農業政策課、美しい里創生課、森づくり推進課】

町は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

- (1) 県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- (2) 町産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- (3) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第2節 住民健康相談

【健康保険課】

町は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第3節 支援措置その他

【全課（局）】

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、「第1編共通対策編 及び第2編地震対策編」を準用して対応する。

第5編 火事災害対策編
第5章 災害復旧対策
第3節 支援措置その他

第5編 火事災害対策編

第1章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防

【総務課、建設課】

1. 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 町及び県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

(ア) 町及び県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(イ) 町及び県、事業者等は、建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

町及び県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 町及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

(イ) 町及び県、事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

(ウ) 町及び県は、文化財保護のため施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

2. 防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

町及び県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係

指定緊急避難場所については、町は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(2) 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び県、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(3) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

イ 消防機関、町、国の機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

【総務課】

1. 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

2. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

第3節 災害復旧・復興

【総務課、建設課、美しい里創生課、会計課】

1. 計画的復興の進め方

(1) 防災まちづくり

町及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

2. 被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

3. 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第2章 林野火災対策

第1節 災害予防

【総務課】

1. 林野火災に強い地域づくり

- (1) 町及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。
- (2) 町及び県は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施するものとする。
- (3) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

2. 防災活動の促進

- (1) 防災知識の普及
 - ア 町及び県、消防機関は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する町民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。
 - イ 町及び県は、自然条件等についての町民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。
 - ウ 町及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。
 - エ 林野火災防止については、随時一般住民への注意喚起に努め、林野火災の多発傾向にある3月を「林野火災防止運動月間」に定め啓発活動を行う。
 - (ア) 広報車による巡回広報、防災行政無線等による広報を実施する。
 - (イ) 教育機関における防火思想の普及啓発等に努める。
- (2) 町民の防災活動の環境整備
林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市町村は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

3. 林野火災に対する警戒の強化

- (1) 町は、消防本部と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を受けたときは、消防団に連絡するとともに、広報車、防災行政無線等により地域住民への周知を図る。

- (2) 町及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。
- (3) 町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。
- (4) 町は、消防本部等の協力を得て、気象状況が火災予防上危険であると認めるとき及び林野火災の多発期間中（1～3月）、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。
- (5) 町及び県は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

4. 林野火災注意報・警報

(1) 林野火災注意報

消防本部は、1月から5月の期間において、林野火災の予防上注意を要する気象状況（以下のいずれかの条件に該当する場合）になった際には、林野火災注意報を発令する。

- ・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

(2) 林野火災警報

消防本部は、1月から5月の期間において、林野火災の予防上危険な気象状況（林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合）になった際には、町と協議のうえ、林野火災警報を発令する。

(3) 発令対象となる地域

森林法に基づき、国及び町が策定する森林計画に定められた区域を発令区域とする。

(4) 火の使用の制限

林野火災注意報・警報発令時においては、地域住民や林業従事者等に対し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」がかかることから、次の事項について指導を徹底する。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火（花火など）を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

5. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれが

あること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする町及び県は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

(1) 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

町及び県等は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

(2) 消火活動関係

ア 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

イ 町及び県は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、関連する資機材の整備を促進するものとする。

ウ 町及び県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、資機材等の整備を推進するものとする。

エ 町及び県は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

オ 町及び県は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

カ 町及び県は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(3) 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

町及び県は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

イ 消防機関、町、国の機関、林業関係団体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

【総務課】

1. 発災直後の情報の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 一般被害情報等の収集・連絡

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

(2) 地方公共団体の活動体制

町及び県は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

(3) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする町及び県との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、町は、火災の延焼状況等を把握し、必要に応じ、県へ応援部隊の派遣要請を行うものとする。

2. 消火活動

(1) 消火活動

ア 消防機関等による消火活動

(ア) 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

(イ) 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

(ウ) 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

イ 被災地域外の地方公共団体による応援

(ア) 町長及び県は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

(イ) 応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。

(ウ) 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

(エ) 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

3. 情報提供活動

(1) 要配慮者への配慮

ア 町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

4. 応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第3節 災害復旧

【総務課、美しい里創生課】

町及び県は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

美里町 防災会議

策定日 : 令和8年●月
